

○ 土木工事共通仕様書の制定について（令和6年9月24日付け 農計第388号 農林水産部長通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
土木工事共通仕様書 目 次	土木工事共通仕様書 目 次
<p>第1編 共通編 第1章 総 則 第1節 総 則 1-1-1 [略] 1-1-2 用語の定義 共通仕様書における用語の定義は、次に定めるところによる。 (1)～(34) [略] (35)「確認」とは、契約図書に示された事項について監督職員、検査職員又は受注者が立会若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。 (36)～(39) [略] 1-1-3 ～1-1-5 [略] <u>1-1-6 ウィークリースタンス</u> 監督職員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。 1-1-7 施工計画書 1 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。 受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。 (1)～(12) [略] (13) <u>再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法</u> (14)～(15) [略] 2・3 [略] 1-1-8～1-1-18 [略] 1-1-19 工事の一時中止 1 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合において、受注者に対してあらかじめ書面をもって中止内容を通知したうえで、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じるものとする。 (1)～(6) [略] 2・3 [略] 1-1-20 設計図書の変更 設計図書の変更とは、入札に際して示した発注者が設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。 1-1-21～1-1-23 [略] 1-1-24 建設副産物 1～3 [略]</p>	<p>第1編 共通編 第1章 総 則 第1節 総 則 1-1-1 [略] 1-1-2 用語の定義 共通仕様書における用語の定義は、次に定めるところによる。 (1)～(34) [略] (35)「確認」とは、契約図書に示した段階又は監督職員の指示した施工途中の段階において、受注者の測定結果等に基づき監督職員が立会等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。 (36)～(39) [略] 1-1-3 ～1-1-5 [略] <u>[新設]</u> 1-1-6 1 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。 受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。 (1)～(12) [略] (13) <u>再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方針</u> (14)～(15) [略] 2・3 [略] 1-1-7～1-1-17 [略] 1-1-18 工事の一時中止 1 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合において、受注者に対してあらかじめ書面をもって中止内容を通知したうえで、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができる。 (1)～(6) [略] 2・3 [略] 1-1-19 設計図書の変更 設計図書の変更とは、入札に際して示して発注者が設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。 1-1-20～1-1-22 [略] 1-1-23 建設副産物 1～3 [略]</p>

改正後	改正前
<p>4 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月26日付け経第76号農林水産省大臣官房経理課長通知）、建設工事の発注における再生資源の利用の促進について（平成3年12月6日付け3地第944号農林水産省大臣官房地方課長通知）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（平成18年6月12日付け国官技第46号国土交通省事務次官通知）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p>また、受注者は、工事間の利用の促進に努めるため建設副産物情報交換システムを活用するものとし、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換システムにデータの入力を行うものとする。</p> <p>なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>5～11 [略]</p> <p>1-1-25 特定建設資材の分別解体、再資源化等の適正な処置</p> <p>1 [略]</p> <p>2 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再資源化が完了した場合、建設リサイクル法第18条第1項の規定に基づき、次の事項等を書面に記載し、監督職員に報告しなければならない。</p> <p>なお、この書面は、本章1-1-24 建設副産物11 に記載する工事完了後に提出しなければならない再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況記録を兼ねるものとする。</p> <p>(1) 再資源化等が完了した年月日</p> <p>(2) 再資源化等をした施設の名称及び所在地</p> <p>(3) 再資源化等に要した費用</p> <p>1-1-26 工事材料の品質</p> <p>1 [略]</p> <p>2 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員又は検査職員から請求があった場合、速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。</p> <p>1-1-27 監督職員による検査、立会等</p> <p>1 受注者は、設計図書に従い工事の施工について監督職員の立会を求める場合、確認・立会依頼書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2～7 [略]</p> <p>1-1-26～1-1-29 [略]</p> <p>1-1-30 工事完成検査</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 検査職員は、監督職員及び受注者の立会により、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。</p> <p>(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p> <p>[削る。]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 受注者は、製作工場における完成検査に当たり、本章1-1-27 監督職員による検査及び立会等の3に準じなければならない。</p> <p>1-1-31 既済部分検査</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 検査職員は、監督職員及び受注者の立会により、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。</p> <p>(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p> <p>[削る。]</p>	<p>4 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（農林水産大臣官房地方課長通知、最終改正平成14年6月18日）、建設工事の発注における再生資源の利用の促進について（平成3年12月6日付け農林水産大臣官房地方課長通知）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p>また、受注者は、工事間の利用の促進に努めるため建設副産物情報交換システムを活用するものとし、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換システムにデータの入力を行うものとする。</p> <p>なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>5～11 [略]</p> <p>1-1-24 特定建設資材の分別解体、再資源化等の適正な処置</p> <p>1 [略]</p> <p>2 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再資源化が完了した場合、建設リサイクル法第18条第1項の規定に基づき、次の事項等を書面に記載し、監督職員に報告しなければならない。</p> <p>なお、この書面は、本章1-1-23 建設副産物11 に記載する工事完了後に提出しなければならない再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況記録を兼ねるものとする。</p> <p>(1) 再資源化等が完了した年月日</p> <p>(2) 再資源化等をした施設の名称及び所在地</p> <p>(3) 再資源化等に要した費用</p> <p>1-1-25 工事材料の品質</p> <p>1 [略]</p> <p>2 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任において整備、保管し、監督職員又は検査職員から請求があった場合、速やかに提示するとともに、設計図書で提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。</p> <p>また、設計図書において事前に監督職員の承諾を得なければならない材料の使用に当たり、その外観及び品質証明書等を照合、確認した後、監督職員に提出して承諾を得るものとする。</p> <p>1-1-26 監督職員による検査、立会等</p> <p>1 受注者は、設計図書に従い工事の施工について監督職員の立会を求める場合、立会願を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2～7 [略]</p> <p>1-1-25～1-1-28 [略]</p> <p>1-1-29 工事完成検査</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 検査職員は、監督職員及び受注者の立会により、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。</p> <p>(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p> <p>(3) 週休二日の履行状況</p> <p>4 [略]</p> <p>5 受注者は、製作工場における完成検査に当たり、本章1-1-26 監督職員による検査及び立会等の3に準じなければならない。</p> <p>1-1-30 既済部分検査</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 検査職員は、監督職員及び受注者の立会により、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。</p> <p>(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p> <p>(3) 週休二日の履行状況</p>

改正後	改正前
<p>4 受注者は、検査職員の指示による修補について、本章1-1-30 工事完成検査4の規定に従うものとする。</p> <p>5 受注者は、製作工場における検査に当たり、本章1-1-27 監督職員による検査及び立会等の3に準じなければならない。</p> <p>1-1-32 施工管理 1~5 [略] 1-1-33・1-1-34 [略] 1-1-35 週休二日の対応 <u>受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。</u> <u>なお、週休二日は、土日を休日とする週休二日工事の実施に取り組みなど、週休二日の取得を推進し、地域の実情や施工条件等を踏まえつつ、その取組の質の向上に努めなければならない。</u></p> <p>1-1-36 [略] 1-1-37 工事中の安全管理 1 受注者は、最新の土木工事等施工技術安全指針（平成21年3月30日付け20農振第2236号農林水産省農村振興局整備部長通知）を参考に常に工事の安全に留意して工事関係者及び公衆の生命、身体、財産に関する危害及び迷惑の防止に努めなければならない。</p> <p>2 [略] 3 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年2月1日付け5地第72号農林水産省大臣官房地方課長通知）を遵守して災害の防止を図らなければならない。4~8 [略] 9 受注者は、公衆の見やすいところに工事目的、工事期間、工事種別、発注者名、施工者名及び連絡先を標示する標示板を設置しなければならない。 なお、標示板については、<u>本章1-1-42 環境対策5（3）</u>に示す合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>10~11 [略] 12 受注者は、国道、県道及び市町村道上又はこれに近接して工事施工する場合には、出入口に交通誘導警備員を配置し、交通安全に万全を期さなければならない。 なお、配置する交通誘導警備員の資格等については、<u>本章1-1-44交通安全管理</u>の12によるものとする。 また、取付道路工、道路横断工は、仮設計画を作成し、発注者から承諾を得るとともに、道路管理者及び公安委員会等、関係機関の承認又は許可を得たうえで、着工するものとする。</p> <p>13~20 [略] 1-1-38~1-1-39 [略] 1-1-40 <u>電子納品</u> 1 <u>受注者は、岩手県電子納品ガイドライン（以下、「岩手県ガイドライン」という。）及び国が策定している電子納品要領・基準等（以下「国の要領等」という。）に基づいて作成した電子データを、電子媒体（CD-R）で提出しなければならない。電子納品に当たっては、岩手県ガイドライン等を参考にし、監督職員と協議のうえ、電子化の範囲等を決定しなければならない。</u> 2 <u>受注者は、電子納品に際して、「電子納品チェックシステム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで電子媒体を提出しなければならない。</u> 3 <u>受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示され、「地質・土質調査成果電子納品要領（案）」に基づいて電子媒体を提出することとなった場合は、地質・土質調査業務共通仕様書の第1-17条成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。</u></p> <p>1-1-42 環境対策 1~2 [略] 3 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合、直ちに監督職員に連絡し、監督職員の指示があればそれに応じなければならない。 第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は、本章1-1-46 官公庁への手続き等6及び7の規定により対応しなければならない。</p> <p>4~8 [略]</p>	<p>4 受注者は、検査職員の指示による修補について、本章1-1-29 工事完成検査4の規定に従うものとする。</p> <p>5 受注者は、製作工場における検査に当たり、本章1-1-26 監督職員による検査及び立会等の3に準じなければならない。</p> <p>1-1-31 施工管理 1~5 [略] 1-1-32~1-1-34 [略] <u>[新設]</u></p> <p>1-1-35 [略] 1-1-36 工事中の安全管理 1 受注者は、最新の土木工事等施工技術安全指針（<u>20農振第2236号平成21年3月30日付け農林水産省農村振興局整備部長通知</u>）を参考に常に工事の安全に留意して工事関係者及び公衆の生命、身体、財産に関する危害及び迷惑の防止に努めなければならない。</p> <p>2 [略] 3 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年2月1日付け5地第72号農林水産大臣官房地方課長通知）を遵守して災害の防止を図らなければならない。4~8 [略] 9 受注者は、公衆の見やすいところに工事目的、工事期間、工事種別、発注者名、施工者名及び連絡先を標示する標示板を設置しなければならない。 なお、標示板については、本章1-1-41 環境対策4（3）に示す合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>10~11 [略] 12 受注者は、国道、県道及び市町村道上又はこれに近接して工事施工する場合には、出入口に交通誘導警備員を配置し、交通安全に万全を期さなければならない。 なお、配置する交通誘導警備員の資格等については、<u>1-1-40</u>の12によるものとする。 また、取付道路工、道路横断工は、仮設計画を作成し、発注者から承諾を得るとともに、道路管理者及び公安委員会等、関係機関の承認又は許可を得たうえで、着工するものとする。</p> <p>13~20 [略] 1-1-37 [略] <u>[新設]</u></p> <p>1-1-38 [略] 1-1-39 環境対策 1~2 [略] 3 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合、直ちに監督職員に連絡し、監督職員の指示があればそれに応じなければならない。 第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は、本章1-1-43 官公庁への手続き等6及び7の規定により対応しなければならない。</p> <p>4~8 [略]</p>

改正後	改正前
<p>1-1-43・1-1-44 [略]</p> <p>1-1-45 諸法令、諸法規の遵守</p> <p>受注者は、工事の実施に当たっては、当該工事に関連する法令を遵守するものとし、受注者の法令違反又は法令の不遵守により生じた損害その他の事項に対する一切の責任は受注者が負うものとする。</p> <p>なお、工事の実施に関連すると考えられる主な法令は、次の掲げる法律及びこれらに関連する法令である。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法 (昭和26年政令第319号)</p> <p>(14)～(16) [略]</p> <p>(17) 道路運送車両法 (昭和26年法律第185号)</p> <p>(18)～(23) [略]</p> <p>(24) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> (昭和25年法律第137号)</p> <p>(25)～(37) [略]</p> <p>(38) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成3年法律第48号)</p> <p>(39)～(44) [略]</p> <p>(45) 建築基準法 (昭和25年法律第201号)</p> <p>(46) [略]</p> <p>(47) 自然公園法 (昭和32年法律第161号)</p> <p>(48)～(66) [略]</p> <p>(67) <u>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律</u> (平成12年法律第127号)</p> <p>(68)～(70) [略]</p> <p>(71) <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u> (昭和25年法律第127号)</p> <p>(72) [略]</p> <p><u>(73) 海上衝突予防法</u> (昭和52年法律第62号)</p> <p><u>(74) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律</u> (昭和45年法律第136号)</p> <p><u>(75) 船員法</u> (昭和22年法律第100号)</p> <p><u>(76) 船舶職員及び小型船舶操縦者法</u> (昭和26年法律第149号)</p> <p><u>(77) 船舶安全法</u> (昭和8年法律第11号)</p> <p><u>(78) 航路標識法</u> (昭和24年法律第99号)</p> <p><u>(79) 水産資源保護法</u> (昭和26年法律第313号)</p> <p><u>(80) 船員保険法</u> (昭和14年法律第73号)</p> <p><u>(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律</u> (平成18年法律第91号)</p> <p>1-1-46 [略]</p> <p>1-1-47 施工時期及び施工時間の変更</p> <p>1 受注者は、設計図書に施工時期が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行うにあたっては、<u>事前に作業日、作業時間、作業場所、作業理由、作業内容を監督職員に連絡しなければならない。</u></p> <p>なお、<u>供用中の道路における工事については事前に理由を付した休日等作業届を作成し、監督職員に提出しなければならない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>1-1-48～1-1-50 [略]</p> <p>1-1-51 不可抗力による損害</p> <p>1 [略]</p> <p>2 契約書第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、本章1-1-37 工事中の安全管理及び契約書第27条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。</p> <p>1-1-52～1-1-55 [略]</p>	<p>1-1-40・1-1-41 [略]</p> <p>1-1-42 諸法令、諸法規の遵守</p> <p>受注者は、工事の実施に当たっては、当該工事に関連する法令を遵守するものとし、受注者の法令違反又は法令の不遵守により生じた損害その他の事項に対する一切の責任は受注者が負うものとする。</p> <p>なお、工事の実施に関連すると考えられる主な法令は、次の掲げる法律及びこれらに関連する法令である。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法 (平成3年法律第94号)</p> <p>(14)～(16) [略]</p> <p>(17) 道路運送車両法 (昭和26年法律第186号)</p> <p>(18)～(23) [略]</p> <p>(24) <u>漁港漁場整備法</u> (昭和25年法律第137号)</p> <p>(25)～(37) [略]</p> <p>(38) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成12年法律第113号)</p> <p>(39)～(44) [略]</p> <p>(45) 建築基準法 (昭和25年法律第20号)</p> <p>(46) [略]</p> <p>(47) 自然公園法 (昭和32年法律第131号)</p> <p>(48)～(66) [略]</p> <p>(67) <u>公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律</u> (平成12年法律第127号)</p> <p>(68)～(70) [略]</p> <p>(71) <u>肥料取締法</u> (昭和25年法律第127号)</p> <p>(72) [略]</p> <p>(73)～(81) [新設]</p> <p>1-1-43 [略]</p> <p>1-1-44 施工時期及び施工時間の変更</p> <p>1 受注者は、設計図書に施工時期が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合、<u>事前に理由を付した休日等作業届を作成し、監督職員に提出しなければならない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>1-1-45～1-1-47 [略]</p> <p>1-1-48 不可抗力による損害</p> <p>1 [略]</p> <p>2 契約書第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、本章1-1-35 工事中の安全管理及び契約書第27条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。</p> <p>1-1-49～1-1-51 [略]</p>

改正後	改正前
<p>第2章 材料</p> <p>第1節 一般事項</p> <p>2-1-1 [略]</p> <p>2-1-2 材料の見本・<u>品質証明資料等</u>の提出 受注者は、設計図書及び監督職員が指示する工事材料について、事前に見本又は<u>品質証明資料等</u>を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。 <u>なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等については、JISマーク表示状態を監督職員が確認する場合において見本又は品質証明資料等の提出は省略できる。</u></p> <p>2-1-3・2-1-4 [略]</p> <p>第2節・第3節 [略]</p> <p>第4節 石材及び骨材</p> <p>2-4-1～2-4-10 [略]</p> <p>2-4-11 アスファルト舗装用骨材等 1～3 [略]</p> <p>4 再生砕石 再生砕石の粒度は、表2-4-2の規格に適合したものとする。 表 2-4-2 再生砕石の粒度 [略] 注) 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを<u>含む破碎された</u>ままの<u>見掛け</u>の骨材粒度を使用する。</p> <p>5 再生粒度調整砕石 再生粒度調整砕石の粒度は、表2-4-3の規格に適合したものとする。 表 2-4-3 再生粒度調整砕石の粒度 [略] 注) 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを<u>含む破碎された</u>ままの<u>見掛け</u>の骨材粒度を使用する。</p> <p>6 鋼製スラグ [略]</p> <p>7 アスファルト用再生骨材 再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は、設計図書に示す場合を除き舗装再生便覧（（公社）日本道路協会）によるものとし、表2-4-4 <u>若しくは表2-4-5のいずれか一方</u>の規格に適合したものとする。 表 2-4-4 <u>針入度を適用する</u>アスファルトコンクリート再生骨材の品質 [略]</p>	<p>第2章 材料</p> <p>第1節 一般事項</p> <p>2-1-1 [略]</p> <p>2-1-2 材料の見本<u>又は資料</u>の提出 受注者は、設計図書及び監督職員が指示する工事材料について、事前に見本又は<u>資料</u>を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>2-1-3・2-1-4 [略]</p> <p>第2節・第3節 [略]</p> <p>第4節 石材及び骨材</p> <p>2-4-1～2-4-10 [略]</p> <p>2-4-11 アスファルト舗装用骨材等 1～3 [略]</p> <p>4 再生砕石 再生砕石の粒度は、表2-4-2の規格に適合したものとする。 表 2-4-2 再生砕石の粒度 [略] 注) 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを<u>含んだ解砕</u>されたままの<u>見かけ</u>の骨材粒度を使用する。</p> <p>5 再生粒度調整砕石 再生粒度調整砕石の粒度は、表2-4-3の規格に適合したものとする。 表 2-4-3 再生粒度調整砕石の粒度 [略] 注) 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを<u>含んだ解砕</u>されたままの<u>見かけ</u>の骨材粒度を使用する。</p> <p>6 鋼製スラグ [略]</p> <p>7 アスファルト用再生骨材 再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は、設計図書に示す場合を除き舗装再生便覧（（公社）日本道路協会）によるものとし、表2-4-4の規格に適合したものとする。 表 2-4-4 アスファルトコンクリート再生骨材の品質 [略]</p>

改正後

改正前

表 2-4-5 圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質

表 2-4-5 [新設]

項目 名称	旧アスファルト 含有量 (%)	アスファルトコ ンクリート再生 骨材の圧裂係数 (25°C) MPa /mm	骨材の微粒分量試 験で75μmを通過 する量 (%)
規格値	3.8 以上	1.70 以下	5 以下

- 注1) アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。
- 注2) アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13~0mmの粒度に適用する。なお、13mm以下が2種類に分級されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13~0mm相当分を求めてもよい。
- 注3) 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。
- 注4) アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数を求める場合は、13~5mmと5~0mmに分級し、これらを質量比1:1に調整した上で、最大密度の測定と供試体の作製に供する。作製した供試体の厚さは50.0±1.0mmとし、供試体が所定の空隙率(ノギスを用いる場合は9%、水中の見掛け質量を用いる場合は7%)を超えた場合、圧裂試験に供することはできない。
- 注5) 骨材の微粒分量は「JIS A1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。
- 注6) アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材と調整して使用することが望ましい。

- 8・9 [略]
- 10 安定材
- (1) 瀝青材料
瀝青安定処理に使用する瀝青材料(再生舗装工法における新アスファルトを含む。)の品質は、舗装施工便覧に規定する舗装用石油アスファルト及びJIS K 2208 石油アスファルト乳剤に適合したものとす。
- (2)・(3) [略]
- 第5節 鋼材
- 2-5-1 [略]
- 2-5-2 鋼材
- 1・2 [略]
- 3 鋼管
- (1)~(10) [略]
- (11) WSP A-101 (農業用プラスチック被覆鋼管) 記号 STW
- 4 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品
- (1)~(14) [略]
- (15) JDPAG 1053 (ALW形ダクタイル鋳鉄管) 記号 AL1、AL2、AW
- 5 [略]
- 2-5-3~2-5-7 [略]
- 第6節~第11節 [略]
- 第12節 塗料
- 2-12-1~2-12-3 [略]

- 8・9 [略]
- 10 安定材
- (1) 瀝青材料
瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、舗装施工便覧に規定する舗装用石油アスファルト及びJIS K 2208 石油アスファルト乳剤に適合したものとす。
- (2)・(3) [略]
- 第5節 鋼材
- 2-5-1 [略]
- 2-5-2 鋼材
- 1・2 [略]
- 3 鋼管
- (1)~(10) [略]
- (11) WSP A-101-2009 (農業用プラスチック被覆鋼管) 記号 STW
- 4 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品
- (1)~(14) [略]
- (15) JDPAG 1053-2020 (ALW形ダクタイル鋳鉄管) 記号 AL1、AL2、AW
- 5 [略]
- 2-5-3~2-5-7 [略]
- 第6節~第11節 [略]
- 第12節 塗料
- 2-12-1~2-12-3 [略]

改正後	改正前
<p>2-12-4 ダクタイトル鑄鉄管塗装 ダクタイトル鑄鉄管の塗装仕様は、次の規格に適合したものとする。</p> <p>1 直管部 内面 J I S A 5314 (ダクタイトル鑄鉄管モルタルライニング) J I S G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料) <u>J D P A G 1027 (農業用水用ダクタイトル鑄鉄管)</u> <u>J D P A G 1053 (A L W形ダクタイトル鑄鉄管)</u> 外面 J W W A K 139 (水道用ダクタイトル鑄鉄管合成樹脂塗料) J D P A Z 2010 (ダクタイトル鑄鉄管合成樹脂塗装) J W W A G 113 (水道用ダクタイトル鑄鉄管)</p> <p>2 異形管部 内面 J W W A K 139 (水道用ダクタイトル鑄鉄管合成樹脂塗料) J D P A Z 2010 (ダクタイトル鑄鉄管合成樹脂塗装) J W W A G 114 (水道用ダクタイトル鑄鉄異形管) J I S G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料) J W W A K 135 (液状エポキシ樹脂塗料) <u>J W W A K 157 (無溶剤形エポキシ樹脂塗料)</u> 外面 J W W A K 139 (水道用ダクタイトル鑄鉄管合成樹脂塗料) J D P A Z 2010 (ダクタイトル鑄鉄管合成樹脂塗装) J W W A G 114 (水道用ダクタイトル鑄鉄異形管)</p> <p>3 継手部 J W W A K 139 (水道用ダクタイトル鑄鉄管合成樹脂塗料) J D P A Z 2010 (ダクタイトル鑄鉄管合成樹脂塗装) J W W A G 114 (水道用ダクタイトル鑄鉄異形管) J I S G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料) J W W A K 135 (液状エポキシ樹脂塗料) <u>J W W A K 157 (無溶剤形エポキシ樹脂塗料)</u></p> <p>第3章 施工共通事項 第1節 [略] 第2節 一般事項 3-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 (1)～(5) [略] <u>(6) 道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編)</u> (公社) 日本道路協会 <u>(7) 道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編)</u> (公社) 日本道路協会 <u>(8) 道路橋示方書・同解説(Ⅳ下部構造編)</u> (公社) 日本道路協会 <u>(9) 道路橋示方書・同解説(Ⅴ上下部接続部編)</u> (公社) 日本道路協会 <u>(10)～(52)</u> [略]</p> <p>3-2-2 一般事項 1 施工計画 (1) 受注者は、施工計画樹立に当たり、第1編1-1-7施工計画書によるほか、関連工事との関係により工程に制約を受ける部分について、設計図書に従い関連工事受注者と協議の上、作成するものとする。 (2) [略] 2～6 [略]</p>	<p>2-12-4 ダクタイトル鑄鉄管塗装 ダクタイトル鑄鉄管の塗装仕様は、次の規格に適合したものとする。</p> <p>1 直管部 内面 J I S A 5314 (ダクタイトル鑄鉄管モルタルライニング) J I S G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料) <u>J W W A K 135 (液状エポキシ樹脂塗料)</u> <u>J W W A K 137 (無溶剤形エポキシ樹脂塗料)</u> 外面 J W W A K 139 (水道用ダクタイトル鑄鉄管合成樹脂塗料) J D P A Z 2010 (ダクタイトル鑄鉄管合成樹脂塗装) J W W A G 113 (水道用ダクタイトル鑄鉄管)</p> <p>2 異形管部 内面 J W W A K 139 (水道用ダクタイトル鑄鉄管合成樹脂塗料) J D P A Z 2010 (ダクタイトル鑄鉄管合成樹脂塗装) J W W A G 114 (水道用ダクタイトル鑄鉄異形管) J I S G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料) J W W A K 135 (液状エポキシ樹脂塗料) <u>J W W A K 137 (無溶剤形エポキシ樹脂塗料)</u> 外面 J W W A K 139 (水道用ダクタイトル鑄鉄管合成樹脂塗料) J D P A Z 2010 (ダクタイトル鑄鉄管合成樹脂塗装) J W W A G 114 (水道用ダクタイトル鑄鉄異形管)</p> <p>3 継手部 J W W A K 139 (水道用ダクタイトル鑄鉄管合成樹脂塗料) J D P A Z 2010 (ダクタイトル鑄鉄管合成樹脂塗装) J W W A G 114 (水道用ダクタイトル鑄鉄異形管) J I S G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料) J W W A K 135 (液状エポキシ樹脂塗料) <u>J W W A K 137 (無溶剤形エポキシ樹脂塗料)</u></p> <p>第3章 施工共通事項 第1節 [略] 第2節 一般事項 3-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 (1)～(5) [略] <u>(6) 道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編)</u> (公社) 日本道路協会 [新設] <u>(7) 道路橋示方書・同解説(Ⅳ下部構造編)</u> (公社) 日本道路協会 [新設] <u>(8)～(50)</u> [略]</p> <p>3-2-2 一般事項 1 施工計画 (1) 受注者は、施工計画樹立に当たり、第1編1-1-6施工計画書によるほか、関連工事との関係により工程に制約を受ける部分について、設計図書に従い関連工事受注者と協議の上、作成するものとする。 (2) [略] 2～6 [略]</p>

改正後	改正前
<p>第3節 土工</p> <p>3-3-1 一般事項</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 受注者は、伐開作業に当たり、次の事項に注意しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>伐開除根作業</u>は、表3-3-2を標準とする。なお、その区分が設計図書に示されていない場合、受注者は監督職員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 3-3-2 伐開除去作業 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>3-3-2～3-3-7 [略]</p> <p>3-3-8 作業残土処理工</p> <p>1 受注者は、建設発生土について、第1編1-1-<u>24</u> 建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>第4節～第7節 [略]</p> <p>第8節 型枠及び支保</p> <p>3-8-1 [略]</p> <p>3-8-2 型 枠</p> <p>1～4 [略]</p> <p><u>5 受注者は、「グリーン購入法」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」に定める特定調達品目の合板型枠を積極的に使用するものとし、これを使用する場合には、第1編1-1-42 環境対策4.(2)に示す「特定調達品目の判断の基準」の要件を満たしていることを示す認証マーク等の写真を撮影し、工事完了までに監督職員へ提出しなければならない。</u></p> <p><u>なお、流用等により認証マーク等が確認できない合板型枠を使用する場合は、監督職員と協議するものとする。</u></p> <p>3-8-3 支 保</p> <p>1 受注者は、支保の施工に当たり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、<u>受ける荷重を適切な方法で確実に基礎に伝えられるように適切な形式を選定しなければならない。</u></p> <p>また、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないようにしなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第9節～第13節 [略]</p> <p>第14節 防食対策工</p> <p>3-14-1 [略]</p> <p>3-14-2 防食対策工</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 鋼管（プラスチック被覆鋼管を除く）は、コンクリート構造物から絶縁性を有する伸縮可とう管・可とう継手まで又は、配管延長 10m 以内の短い方、ダクタイトル鉄管は1本目までをポリエチレンスリーブで被覆しなければならない。なお、コンクリート構造物内への巻き込みはスティフナーの手前までとし、施工方法及び品質については、JWWA K 158、(一社) <u>日本ダクタイトル鉄管協会</u>より発行されている技術資料に準じるものとする。</p> <p>5・6 [略]</p> <p>第15節～第18節 [略]</p> <p>第19節 構造物撤去工</p> <p>3-19-1 一般事項</p> <p>受注者は、工事の施工に伴い発生した建設副産物について、第1編1-1-<u>24</u> 建設副産物の規定によるものとする。</p> <p>3-19-2 ～ 3-19-4 [略]</p>	<p>第3節 土工</p> <p>3-3-1 一般事項</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 受注者は、伐開作業に当たり、次の事項に注意しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>伐開除去作業</u>は、表3-3-2を標準とする。なお、その区分が設計図書に示されていない場合、受注者は監督職員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 3-3-2 伐開除去作業 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>3-3-2 [略]～3-3-7 [略]</p> <p>3-3-8 作業残土処理工</p> <p>1 受注者は、建設発生土について、第1編1-1-<u>23</u> 建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>第4節～第7節 [略]</p> <p>第8節 型枠及び支保</p> <p>3-8-1 [略]</p> <p>3-8-2 型 枠</p> <p>1～4 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>3-8-3 支 保</p> <p>1 受注者は、支保の施工に当たり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、荷重を<u>各支柱に分布させなければならない。</u></p> <p>また、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないようにしなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第9節～第13節 [略]</p> <p>第14節 防食対策工</p> <p>3-14-1 [略]</p> <p>3-14-2 防食対策工</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 鋼管（プラスチック被覆鋼管を除く）は、コンクリート構造物から絶縁性を有する伸縮可とう管・可とう継手まで又は、配管延長 10m 以内の短い方、ダクタイトル鉄管は1本目までをポリエチレンスリーブで被覆しなければならない。なお、コンクリート構造物内への巻き込みはスティフナーの手前までとし、施工方法及び品質については、JWWA K 158、(一社) <u>日本ダクタイトル鉄管協会</u>より発行されている技術資料に準じるものとする。</p> <p>5・6 [略]</p> <p>第15節～第18節 [略]</p> <p>第19節 構造物撤去工</p> <p>3-19-1 一般事項</p> <p>受注者は、工事の施工に伴い発生した建設副産物について、第1編1-1-<u>23</u> 建設副産物の規定によるものとする。</p> <p>3-19-2 ～ 3-19-4 [略]</p>

改正後

改正前

3-19-5 運搬処理工
 1 [略]
 2 受注者は、施工上やむを得ず設計図書に示された場所以外で撤去物を処分する場合、第1編1-1-24建設副産物の規定によるとともに、処分方法等について監督職員と協議しなければならない。
 第20節 仮設工
 3-20-1 一般事項
 1～3 [略]
 4 受注者は、仮設工の実施に先立ち、周囲の状況、地盤反力、掘削深さ、土質、地下水位、土圧、上載荷重等を十分検討し、設置場所、構造、規模、施工方法、構造計算、カタログ等を添付した施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
 なお、施工計画書の作成方法については、第1編1-1-7施工計画書によるものとする。
 3-20-2 ～ 3-20-4 [略]
 3-20-5 仮設土留、仮締切工
 1～22 [略]
 22 たて込み簡易土留
 (1) 受注者は、たて込み簡易土留の施工に当たり、次の規則等を遵守しなければならない。
ア クレーン等安全規則 74 条の2
イ 労働安全衛生規則第164 条2項3項
ウ 安衛則等の一部を改正する省令の施行について（平成4年8月24 日付け基発第480号労働省労働基準局長通達）
エ 車両系建設機械を用いて行う荷のつり上げの作業時等における安全の確保について（平成4年10月1日付け基発第542号労働省労働基準局長通達、平成15年12月17日付け基発第1217001号（土止め先行工法）厚生労働省労働基準局長通達）
オ 土止め先行工法に関するガイドライン（平成15年12月17日付け基発第1217001号厚生労働省労働基準局長通達）
 (2)～(14) [略]
 23～26 [略]
 3-20-6 ～ 3-20-11 [略]
 第21節 [略]

第2編 工事別編
 第1章・第2章 [略]
 第3章 舗装工事、道路改良工事
 第1節～第13節 [略]
 第14節 付帯施設工
 3-14-1・3-14-2 [略]
 3-14-3 標識工
 1 [略]
 2 材料
 (1) 標識工で使用する標識の品質規格は次によるものとする。
 ア～エ [略]

表 3-14-1 反射性能（反射シートの再帰反射係数）

	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑
封入レンズ	12° (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0
		30°	30	22	6.0	1.7	3.5
		40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5
	20° (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0
		30°	24	16	4.0	1.0	3.0

3-19-5 運搬処理工
 1 [略]
 2 受注者は、施工上やむを得ず設計図書に示された場所以外で撤去物を処分する場合、第1編1-1-23建設副産物の規定によるとともに、処分方法等について監督職員と協議しなければならない。
 第20節 仮設工
 3-20-1 一般事項
 1～3 [略]
 4 受注者は、仮設工の実施に先立ち、周囲の状況、地盤反力、掘削深さ、土質、地下水位、土圧、上載荷重等を十分検討し、設置場所、構造、規模、施工方法、構造計算、カタログ等を添付した施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
 なお、施工計画書の作成方法については、第1編1-1-6施工計画書によるものとする。
 3-20-2 ～ 3-20-4 [略]
 3-20-5 仮設土留、仮締切工
 1～22 [略]
 22 たて込み簡易土留
 (1) 受注者は、たて込み簡易土留の施工に当たり、クレーン等安全規則74 条の2 及び労働安全衛生規則第164 条2項及び3項並びに平成4年8月24 日付け基発第480 号、平成4年10月1日付け基発第542号労働省労働基準局長通達、平成15年12月17日付け基発第1217001号（土止め先行工法）厚生労働省労働基準局長通達を遵守しなければならない。
 (2)～(14) [略]
 23～26 [略]
 3-20-6 ～ 3-20-11 [略]
 第21節 [略]

第2編 工事別編
 第1章・第2章 [略]
 第3章 舗装工事、道路改良工事
 第1節～第13節 [略]
 第14節 付帯施設工
 3-14-1・3-14-2 [略]
 3-14-3 標識工
 1 [略]
 2 材料
 (1) 標識工で使用する標識の品質規格は次によるものとする。
 ア～エ [略]

表 3-14-1 反射性能（反射シートの再帰反射係数）

	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑
封入レンズ型	12° (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0
		30°	30	22	6.0	1.7	3.5
		40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5
	20° (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0
		30°	24	16	4.0	1.0	3.0
		40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2

型)	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2
		5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
2.0°		30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
		40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2
		5°	250	170	45	20	45
		30°	150	100	25	11	25
12° (0.2°)		40°	110	70	16	8.0	16
		5°	180	122	25	14	21
		30°	100	67	14	7.0	11
20° (0.33°)		40°	95	64	13	7.0	11
		5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
		30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
2.0°		40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2
		[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]
		[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]
削る。	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]
		[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]
削る。	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]
		[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]
削る。	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]
		[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]
封入プリズム型	12° (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0
		30°	30	22	6.0	1.7	3.5
	20° (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0
		30°	24	16	4.0	1.0	3.0
	30° (0.5°)	5°	30	25	7.5	2.0	4.5
		30°	15	13	4.0	1.0	2.2
1.0°	5°	20	16	5.0	1.2	3.0	
	30°	12	10	3.0	0.8	1.8	
カプセルプリズム型	12° (0.2°)	5°	250	170	45	20	45
		30°	150	100	25	11	25
	20° (0.33°)	5°	180	122	25	14	21
		30°	100	67	14	7.0	11
	30° (0.5°)	5°	150	110	25	13	21
		30°	72	54	13	6.0	10
1.0°	5°	20	16	5.0	1.2	3.0	
	30°	12	10	3.0	0.8	1.8	
広角プリズム型	12° (0.2°)	5°	570	380	75	50	70
		30°	235	190	45	16	25
	20° (0.33°)	5°	400	280	54	30	50
		30°	170	140	20	12	19
	30° (0.5°)	5°	300	230	45	30	45
		30°	170	140	20	12	19
1.0°	5°	120	70	14	5.0	10	
	30°	50	40	8.0	2.5	5.0	

注) 試験及び測定方法は、J I S Z 9117 (再帰性反射材) による。

(2) ~ (3) [略]

3 [略]

3-14-4 ~ 3-14-7 [略]

第4章 [略]

カプセルレンズ型	2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
		30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
		40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2
		5°	250	170	45	20	45
12° (0.2°)		30°	150	100	25	11	25
		40°	110	70	16	8.0	16
		5°	180	122	25	14	21
20° (0.33°)		30°	100	67	14	7.0	11
		40°	95	64	13	7.0	11
		5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
2.0°		30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
		40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2
		5°	430	350	70	30	45
(Ⅱ) 広角プリズム型	12° (0.2°)	30°	235	190	45	16	23
		5°	300	250	45	20	33
プリズム型	20° (0.33°)	30°	150	130	20	10	18
		5°	250	200	40	18	25
プリズム型	30° (0.5°)	30°	170	140	20	12	19
		5°	80	65	12	4.0	9.0
プリズム型	1.0°	30°	50	40	8.0	2.5	5.0
		5°	70	50	15	4.0	9.0
封入プリズム型	12° (0.2°)	30°	30	22	6.0	1.7	3.5
		5°	50	35	10	2.0	7.0
	20° (0.33°)	30°	24	16	4.0	1.0	3.0
		5°	30	25	7.5	2.0	4.5
	30° (0.5°)	30°	15	13	4.0	1.0	2.2
		5°	20	16	5.0	1.2	3.0
1.0°	30°	12	10	3.0	0.8	1.8	
	5°	250	170	45	20	45	
カプセルプリズム型	12° (0.2°)	30°	150	100	25	11	25
		5°	180	122	25	14	21
20° (0.33°)		30°	100	67	14	7.0	11
		5°	150	110	25	13	21
30° (0.5°)		30°	72	54	13	6.0	10
		5°	20	16	5.0	1.2	3.0
1.0°		30°	12	10	3.0	0.8	1.8
		5°	570	380	75	50	70
広角プリズム型	12° (0.2°)	30°	235	190	45	16	25
		5°	400	280	54	30	50
20° (0.33°)		30°	170	140	20	12	19
		5°	300	230	45	30	45
30° (0.5°)		30°	170	140	20	12	19
		5°	120	70	14	5.0	10
1.0°		30°	50	40	8.0	2.5	5.0

注) 試験及び測定方法は、J I S Z 9117 (再帰性反射材) による。

(2) ~ (3) [略]

3 [略]

3-14-4 ~ 3-14-7 [略]

第4章 [略]

改正後	改正前
<p>第5章 水路工事 第1節 [略] 第2節 一般事項 5-2-2 一般事項 1 [略] 2 受注者は、暗渠工及びサイホン工の施工に当たり、施工中の躯体沈下を<u>点検</u>するため必要に応じて定期的に観測し、<u>異常を発見した際は速やかに</u>監督職員に<u>連絡</u>しなければならない。 3・4 [略] 5 輸送工 受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を<u>記載しなければならない</u>。 第3節～第10節 [略] 第11節 擁壁工 5-11-1 [略] 5-11-2 現場打ち擁壁工 1～6 [略] 7 受注者は、現場打ち擁壁工に、打継目及び目地を施工する場合、設計図書に示す位置以外に打継目を設けてはならない。やむを得ず設計図書に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、<u>設計図書に関して</u>監督職員と<u>協議</u>しなければならない。 8 [略] 9 受注者は、裏込石の施工に当たり、碎石、割ぐり石<u>又はクラッシュラン</u>を敷均し、締固めを行わなければならない。 5-11-3 プレキャスト擁壁工 <u>プレキャスト擁壁工の施工については、第2編3-6-5プレキャスト擁壁工の規定によるものとする。</u> 5-11-4・5-11-5 [略] 第12節～第15節 [略] 第6章 排水路工事、河川工事 第1節～第3節 [略] 第4節 構造物撤去工 6-4-1 一般事項 1 [略] 2 受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物について、第1編1-1-<u>24</u> 建設副産物の規定によらなければならない。 3 [略] 6-4-2 [略] 第5節～第15節 [略] 第7章 管水路工事 第2節 一般事項 7-2-1 適用すべき諸基準 適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 (1)～(18) [略]</p>	<p>第5章 水路工事 第1節 [略] 第2節 一般事項 5-2-2 一般事項 1 [略] 2 受注者は、暗渠工及びサイホン工の施工に当たり、施工中の躯体沈下を<u>確認</u>するため必要に応じて定期的に観測し、監督職員に<u>報告</u>しなければならない。 3・4 [略] 5 輸送工 受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を<u>記載し、監督職員に提出</u>しなければならない。 第3節～第10節 [略] 第11節 擁壁工 5-11-1 [略] 5-11-2 現場打ち擁壁工 1～6 [略] 7 受注者は、現場打ち擁壁工に、打継目及び目地を施工する場合、設計図書に示す位置以外に打継目を設けてはならない。やむを得ず設計図書に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、監督職員<u>の承諾を得るものとする</u>。 8 [略] 9 受注者は、裏込石の施工に当たり、碎石、割ぐり石を敷均し、締固めを行わなければならない。 5-11-3 プレキャスト擁壁工 <u>1 受注者は、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁の施工に当たり、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。</u> <u>2 受注者は、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁の目地施工に当たり、付着、水密性を保つよう施工しなければならない。</u> 5-11-4・5-11-5 [略] 第12節～第15節 [略] 第6章 排水路工事、河川工事 第1節～第3節 [略] 第4節 構造物撤去工 6-4-1 一般事項 1 [略] 2 受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物について、第1編1-1-<u>23</u> 建設副産物の規定によらなければならない。 3 [略] 6-4-2 [略] 第5節～第15節 [略] 第7章 管水路工事 第2節 一般事項 7-2-1 適用すべき諸基準 適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 (1)～(18) [略]</p>

改 正 後	改 正 前								
<p>(19) <u>J D P A W 20 (ALW形ダクタイトイル鑄鉄管接合要領書)</u></p> <p>(20) J I S A 5314 (ダクタイトイル鑄鉄管モルタルライニング)</p> <p>(21) J I S Z 3050 (パイプライン溶接部の非破壊試験方法)</p> <p>(22) J I S Z 3104 (鋼溶接継手の放射線透過試験方法)</p> <p>(23) J I S G 3443-1 (水輸送用塗覆装鋼管-第1部:直管)</p> <p>(24) J I S G 3443-2 (水輸送用塗覆装鋼管-第2部:異形管)</p> <p>(25) J I S G 3443-3 (水輸送用塗覆装鋼管-第3部:長寿命形外面プラスチック被覆)</p> <p>(26) J I S G 3443-4 (水輸送用塗覆装鋼管-第4部:内面エポキシ樹脂塗装)</p> <p>7-2-2 一般事項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 布設接合</p> <p>(1) ~ (8) [略]</p> <p>(9) 受注者は、たて込み簡易土留を使用し管布設を行う場合、<u>第1編3-20-5の22 たて込み簡易土留の施工についての規定</u>を遵守しなければならない。</p> <p>(10) ~ (18) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>第3節・第4節 [略]</p> <p>第5節 管体基礎工</p> <p>7-5-1 [略]</p> <p>7-5-2 砕石基礎工</p> <p>砕石基礎工の施工については、本章7-5-1 砕石基礎工の規定に準じて行うものとする。なお、塗覆装鋼管及び鋼製継輪、鋼製可とう管について砕石基礎となる場合は、本章7-6-4 鋼管布設工2. 据付</p> <p>(3) 塗覆装<u>エ</u>の規定により塗装の保護を行うものとする。</p> <p>7-5-3 [略]</p> <p>第6節 管体工</p> <p>7-6-1~7-6-3 [略]</p> <p>7-6-4 鋼管布設工</p> <p>1 工場製作</p> <p>(1) 製作</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 管の両端の形状は、設計図書に示されている場合を除き、<u>ベベルエンド</u>とする。</p> <p>ウ~キ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 据付</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 塗覆装</p> <p>ア~イ [略]</p> <p>ウ プラスチック被覆鋼管における継手部外面塗覆装は、<u>表7-6-3</u>を基本とする。</p> <p>テーパ付き直管の継手部外面塗覆装については、WSP A-102 による。</p> <p style="text-align: center;">表 7-6-3 継手部外面塗装仕様</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">塗 覆 装 仕 様</th> <th style="text-align: center;">厚 さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場溶接部：ジョイントコート 「<u>長寿命形水道用ジョイントコート</u>」(WSP 012)」</td> <td>基 材：1.5 mm以上 粘 着 材：1.0 mm以上</td> </tr> </tbody> </table>	塗 覆 装 仕 様	厚 さ	現場溶接部：ジョイントコート 「 <u>長寿命形水道用ジョイントコート</u> 」(WSP 012)」	基 材：1.5 mm以上 粘 着 材：1.0 mm以上	<p>[新設]</p> <p>(19) J I S A 5314 (ダクタイトイル鑄鉄管モルタルライニング)</p> <p>(20) J I S Z 3050 (パイプライン溶接部の非破壊試験方法)</p> <p>(21) J I S Z 3104 (鋼溶接継手の放射線透過試験方法)</p> <p>(22) J I S G 3443-1 (水輸送用塗覆装鋼管-第1部:直管)</p> <p>(23) J I S G 3443-2 (水輸送用塗覆装鋼管-第2部:異形管)</p> <p>(24) J I S G 3443-3 (水輸送用塗覆装鋼管-第3部:長寿命形外面プラスチック被覆)</p> <p>(25) J I S G 3443-4 (水輸送用塗覆装鋼管-第4部:内面エポキシ樹脂塗装)</p> <p>7-2-2 一般事項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 布設接合</p> <p>(1) ~ (8) [略]</p> <p>(9) 受注者は、たて込み簡易土留を使用し管布設を行う場合、<u>クレーン等安全規則74条の2、労働安全衛生規則第164条2項及び3項、並びに平成4年8月24日付け基発第480号及び平成4年10月1日付け基発第542号労働省労働基準局長通達、平成14年3月29日付基安発0329003号(土止め先行工法)厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達</u>を遵守しなければならない。</p> <p>(10) ~ (18) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>第3節・第4節 [略]</p> <p>第5節 管体基礎工</p> <p>7-5-1 [略]</p> <p>7-5-2 砕石基礎工</p> <p>砕石基礎工の施工については、本章7-5-1 砕石基礎工の規定に準じて行うものとする。なお、塗覆装鋼管及び鋼製継輪、鋼製可とう管について砕石基礎となる場合は、本章7-6-4 鋼管布設工2. 据付</p> <p>(3) 塗覆装<u>4</u>の規定により塗装の保護を行うものとする。</p> <p>7-5-3 [略]</p> <p>第6節 管体工</p> <p>7-6-1~7-6-3 [略]</p> <p>7-6-4 鋼管布設工</p> <p>1 工場製作</p> <p>(1) 製作</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 管の両端の形状は、設計図書に示されている場合を除き、<u>ベルエンド</u>とする。</p> <p>ウ~キ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 据付</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 塗覆装</p> <p>ア~イ [略]</p> <p>ウ プラスチック被覆鋼管における継手部外面塗覆装は、<u>WSP 012 プラスチック系</u>を基本とする。</p> <p>テーパ付き直管の継手部外面塗覆装については、WSP A-102 による。</p> <p style="text-align: center;">表 7-6-3 継手部外面塗装仕様</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">塗 覆 装 仕 様</th> <th style="text-align: center;">厚 さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場溶接部：ジョイントコート 「<u>水道用塗覆装鋼管ジョイントコート</u>」(WSP 012)」</td> <td><u>プラスチック系の場合</u> 基 材：1.5 mm以上 粘 着 材：1.0 mm以上</td> </tr> </tbody> </table>	塗 覆 装 仕 様	厚 さ	現場溶接部：ジョイントコート 「 <u>水道用塗覆装鋼管ジョイントコート</u> 」(WSP 012)」	<u>プラスチック系の場合</u> 基 材：1.5 mm以上 粘 着 材：1.0 mm以上
塗 覆 装 仕 様	厚 さ								
現場溶接部：ジョイントコート 「 <u>長寿命形水道用ジョイントコート</u> 」(WSP 012)」	基 材：1.5 mm以上 粘 着 材：1.0 mm以上								
塗 覆 装 仕 様	厚 さ								
現場溶接部：ジョイントコート 「 <u>水道用塗覆装鋼管ジョイントコート</u> 」(WSP 012)」	<u>プラスチック系の場合</u> 基 材：1.5 mm以上 粘 着 材：1.0 mm以上								

改正後	改正前
<p>エ 基礎材が砕石の場合に、接合部の塗覆装の保護を目的とし、WSP 012 に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする。 なお、バルブ、可とう管、継輪についても、同様とする。</p> <p>3 [略] 7-6-5 [略] 第7節～第18節 [略] 第8章・第9章 [略] 第10章 フィルダム工事 第1節～第4節 [略] 第5節 原石採取工 10-5-1 原石山表土廃棄岩処理 原石山表土廃棄岩処理については、第1編1-1-24 建設副産物の規定によるものとする。 10-5-2 [略] 第6節～第12節 [略] 第13節 雑工事 10-13-1～10-13-4 [略] 10-13-5 建設発生土処理工 建設発生土処理工の施工については、第1編1-1-24 建設副産物及び第1編1-1-25 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置の規定によるものとする。 第14節 [略] 第11章 コンクリートダム工事 第1節～第7節 [略] 第8節 雑工事 11-8-1～11-8-4 [略] 11-8-5 建設発生土処理工 建設発生土処理工の施工については、第1編1-1-24 建設副産物及び第1編1-1-25 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置の規定によるものとする。 11-8-6・11-8-7 [略] 第12章 PC橋工事 第1節 [略] 第2節 一般事項 12-2-1 適用すべき諸基準 適用すべき諸基準については、第1編3-2-1 適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 [削る。] [削る。] [削る。] (1) 道路橋支承便覧 (公社) 日本道路協会 (2) プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (公社) 土木学会 (3) コンクリート道路橋設計便覧 (公社) 日本道路協会 (4) コンクリート道路橋施工便覧 (公社) 日本道路協会 (5) 道路照明施設設置基準・同解説 (公社) 日本道路協会 (6) プレキャストブロック工法によるプレレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針(案) 建設省 土木研究所 [削る。] (7) 道路橋伸縮装置便覧 (公社) 日本道路協会</p>	<p>エ 基礎材が砕石の場合に、接合部の塗覆装の保護を目的とし、JWWA K 153 に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする。 なお、バルブ、可とう管、継輪についても、同様とする。</p> <p>3 [略] 7-6-5 [略] 第7節～第18節 [略] 第8章・第9章 [略] 第10章 フィルダム工事 第1節～第4節 [略] 第5節 原石採取工 10-5-1 原石山表土廃棄岩処理 原石山表土廃棄岩処理については、第1編1-1-23 建設副産物の規定によるものとする。 10-5-2 [略] 第6節～第12節 [略] 第13節 雑工事 10-13-1～10-13-4 [略] 10-13-5 建設発生土処理工 建設発生土処理工の施工については、第1編1-1-23 建設副産物及び第1編1-1-24 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置の規定によるものとする。 第14節 [略] 第11章 コンクリートダム工事 第1節～第7節 [略] 第8節 雑工事 11-8-1～11-8-4 [略] 11-8-5 建設発生土処理工 建設発生土処理工の施工については、第1編1-1-23 建設副産物及び第1編1-1-24 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置の規定によるものとする。 11-8-6・11-8-7 [略] 第12章 PC橋工事 第1節 [略] 第2節 一般事項 12-2-1 適用すべき諸基準 適用すべき諸基準については、第1編3-2-1 適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 (1) 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (公社) 日本道路協会 (2) 道路橋示方書・同解説 (III コンクリート橋・コンクリート部材編) (公社) 日本道路協会 (3) 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編) (公社) 日本道路協会 (4) 道路橋支承便覧 (公社) 日本道路協会 (5) プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (公社) 土木学会 (6) コンクリート道路橋設計便覧 (公社) 日本道路協会 (7) コンクリート道路橋施工便覧 (公社) 日本道路協会 (8) 道路照明施設設置基準・同解説 (公社) 日本道路協会 (9) プレキャストブロック工法によるプレレストレストコンクリートT桁道路橋設計施工指針 (公社) 日本道路協会 (10) 道路橋の塩害対策指針(案)・同解説 (公社) 日本道路協会 [新設]</p>

改正後	改正前
<p>12-2-2 一般事項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 作業ヤード整備工</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 受注者は、ヤード内に敷砂利を施工する場合、<u>ヤード敷地内に碎石を</u>平坦に敷均さなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>第3節 コンクリート橋架設工</p> <p>12-3-1 架設工</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 架設支保工（固定）</p> <p>支保工及び支保工基礎の施工については、<u>第1編 3-8-3 支保の規定によるものとする。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>5 片持架設工</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 支保工及び支保工基礎の施工については、<u>第1編 3-8-3 支保の規定によるものとする。</u></p> <p>6 押出し架設工</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 受注者は、各滑り装置の高さについて、<u>入念に</u>管理を行わなければならない。</p> <p>12-3-2 横組工</p> <p>1 [略]</p> <p>2 受注者は、横締め鋼材の施工について、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>受注者は、</u>PC鋼材をシースに挿入する前に清掃し、油、土、<u>ごみなどが付着しないよう挿入しなければならぬ。</u></p> <p>(3) シースの継手部をセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時も<u>必要な</u>強度を有し、また、<u>継手箇所が少なくなるようにしなければならない。</u></p> <p>(4) PC鋼材又はシースが設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を<u>定めなければならない。</u></p> <p>(5) PC鋼材又はシースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように<u>組立てなければならない。</u></p> <p>(6) 定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配置しなければならない。 また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さび<u>や損傷から保護しなければならない。</u></p> <p>3 受注者は、横締め緊張の施工については、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1) プレストレッシング時のコンクリートの圧縮強度が、プレストレッシング直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上であることを<u>確認しなければならない。</u> なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。</p> <p>(2) プレストレッシング時の定着部付近のコンクリートが、定着により生じる支圧応力度に耐える強度以上であることを<u>確認しなければならない。</u></p> <p>(3) プレストレッシングに先立ち、次の調整及び試験を<u>行わなければならない。</u> ア～イ [略]</p> <p>(4) プレストレスの導入に先立ち、<u>(3)の試験に基づき、監督職員に緊張管理計画書を提出しなければならない。</u></p>	<p>12-2-2 一般事項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 作業ヤード整備工</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 受注者は、ヤード内に敷砂利を施工する場合、平坦に敷均さなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>第3節 コンクリート橋架設工</p> <p>12-3-1 架設工</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 架設支保工（固定）</p> <p>支保工及び支保工基礎の施工については、<u>次の規定によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>受注者は、支保の施工に当たり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、受ける荷重を適切な方法で確実に基礎に伝えられるように適切な形式を選定しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>受注者は、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないようにしなければならない。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>5 片持架設工</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 支保工及び支保工基礎の施工については、<u>次の規定によるものとする。</u></p> <p>ア <u>受注者は、支保の施工に当たり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、受ける荷重を適切な方法で確実に基礎に伝えられるように適切な形式を選定しなければならない。</u></p> <p>イ <u>受注者は、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないようにしなければならない。</u></p> <p>6 押出し架設工</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 受注者は、各滑り装置の高さについて、<u>十分な</u>管理を行わなければならない。</p> <p>12-3-2 横組工</p> <p>1 [略]</p> <p>2 受注者は、横締め鋼材の施工について、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) PC鋼材をシースに挿入する前に清掃し、油、土<u>及びごみ等</u>が付着しないよう<u>挿入作業をするものとする。</u></p> <p>(3) シースの継手部はセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時も<u>圧力に耐えうる</u>強度を有し、また継手箇所が<u>少なくなるようにするものとする。</u></p> <p>(4) PC鋼材又はシースが設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を<u>定めるものとする。</u></p> <p>(5) PC鋼材又はシースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように<u>組立てるものとする。</u></p> <p>(6) 定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配置しなければならない。 また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さび、<u>損傷を受けたりしないように保護するものとする。</u></p> <p>3 受注者は、横締め緊張の施工については、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1) プレストレッシング時のコンクリートの圧縮強度が、プレストレッシング直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上であることを<u>確認するものとする。</u> なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。</p> <p>(2) プレストレッシング時の定着部付近のコンクリートが、定着により生じる支圧応力度に耐える強度以上であることを<u>確認するものとする。</u></p> <p>(3) プレストレッシングに先立ち、次の調整及び試験を<u>行うものとする。</u> ア～イ [略]</p> <p>(4) プレストレスの導入に先立ち、<u>前項(3)の試験に基づき、監督職員に緊張管理計画書を提出するものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p>(5) 緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように<u>管理しなければならない</u>。</p> <p>(6) 緊張管理計画書で<u>示された</u>荷重計の示度と、P C鋼材の拔出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督職員に連絡する<u>とともに</u>原因を調査し、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(7) プレストレッシングの施工については、各桁ともできるだけ同一強度の時期に<u>行わなければならない</u>。</p> <p>(8) プレストレッシングの<u>施工は</u>、道路橋示方書に基づき管理するものとし、順序、緊張力、P C鋼材の拔出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備<u>及び</u>保管し、監督職員<u>又は検査職員から</u>請求があった場合は速やかに<u>提示しなければならない</u>。</p> <p>(9) プレストレッシング終了後のP C鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。<u>これにより難い場合は、設計図書に関して</u>監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) P C鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考慮して、引張の順序及び各々のP C鋼材の引張力を<u>定めなければならない</u>。</p> <p>4 受注者は、横締めグラウトの施工について、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料について、次の規定によるものを使用しなければならない。</p> <p>ア グラウトに用いるセメントはJ I S R 5210 (ポルトランドセメント) に適合する<u>ポルトランドセメントを標準とするが、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない</u>。</p> <p>イ <u>グラウト</u>は、ノンブリーディングタイプを使用するものとする。</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ グラウトの材齢28 日における圧縮強度は、30.0N/mm² 以上<u>とするものとする</u>。</p> <p>オ <u>グラウトの体積変化率は±0.5%の範囲内とする</u>。</p> <p>カ グラウトのブリーディング率は、24 時間後<u>0.0%</u>とするものとする。</p> <p>キ〜ク [略]</p> <p>(2) 受注者は、使用グラウトについて事前に次の試験及び測定を行い、設計図書に示す品質が得られることを確認しなければならない。</p> <p>ただし、この場合の試験及び測定は、現場と同一条件で行うものとする。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ ブリーディング率及び体積変化率の試験</p> <p>ウ〜エ [略]</p> <p>(3) グラウトの施工に<u>ついては</u>、ダクト内に圧縮空気を通し、導通があること及びダクトの気密性を確認した後、グラウト注入時の圧力が高くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。</p> <p>また、排出口より一様な流動性のグラウトが流出したことを確認して作業を完了しなければならない。</p> <p><u>(4) グラウトの施工については、ダクト内の残留水等がグラウトの品質に影響を及ぼさないことを確認した後、グラウト注入時の圧力が強くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。</u></p> <p><u>(5) 連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近など、ダクト内に空隙が生じないように空気孔を設けなければならない。</u></p> <p><u>(6) 寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも3日間、+5℃以上を保ち、凍結することのないように行わなければならない。</u></p> <p><u>(7) 暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工については、事前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</u></p> <p>なお、注入時のグラウトの温度は35℃を超えてはならない。</p> <p>12-3-3 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工について、道路橋支承便覧施工の<u>規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</u></p>	<p>(5) 緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように<u>管理するものとする</u>。</p> <p>(6) 緊張管理計画書で<u>示した</u>荷重計の示度と、P C鋼材の拔出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督職員に連絡する<u>とともに</u>、原因を調査し、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(7) プレストレッシングの施工については、各桁ともできるだけ同一強度の時期に<u>行うものとする</u>。</p> <p>(8) プレストレッシングの<u>施工については</u>、道路橋示方書に基づき管理するものとし、順序、緊張力、P C鋼材の拔出し量、緊張の日時<u>及び</u>コンクリートの強度等の記録を整備、保管し、監督職員<u>の</u>請求があった場合は速やかに<u>提示するとともに、検査時に提出しなければならない</u>。</p> <p>(9) プレストレッシング終了後のP C鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。<u>これ以外の場合</u>、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) P C鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考慮して、引張の順序及び各々のP C鋼材の引張力を<u>定めるものとする</u>。</p> <p>4 受注者は、横締めグラウトの施工について、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料について、次の規定によるものを使用しなければならない。</p> <p>ア グラウトに用いるセメントはJ I S R 5210 (ポルトランドセメント) に適合する<u>普通ポルトランドセメントを用いるものとする。その他の材料を使用する場合は監督職員の承諾を得るものとする</u>。</p> <p>イ <u>混和剤</u>は、ノンブリーディングタイプを使用するものとする。</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ グラウトの材齢28 日における圧縮強度は、30.0N/mm² 以上<u>を標準とする</u>。</p> <p>オ 体積変化率は、<u>P Cグラウトのブリーディング率及び体積変化率試験方法(鉛直管方法)(JSCE-F535) に準じて求める値が-0.5~0.5%の範囲内であることを標準とする</u>。</p> <p>カ グラウトのブリーディング率は、24 時間後<u>0%</u>とするものとする。</p> <p>キ〜ク [略]</p> <p>(2) 受注者は、使用グラウトについて事前に次の試験及び測定を行い、設計図書に示す品質が得られることを確認しなければならない。</p> <p>ただし、この場合の試験及び測定は、現場と同一条件で行うものとする。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ ブリーディング率及び体積変化率試験</p> <p>ウ〜エ [略]</p> <p>(3) グラウトの施工に<u>あたっては</u>、ダクト内に圧縮空気を通し、導通があること及びダクトの気密性を確認した後、グラウト注入時の圧力が高くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。</p> <p>また、排出口より一様な流動性のグラウトが流出したことを確認して作業を完了しなければならない。</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>(4) 連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近など、ダクト内に空隙が生じないように空気孔を設けるものとする。</u></p> <p><u>(5) 寒中におけるグラウトの施工については、グラウトが凍結することのないように、行うものとする。</u></p> <p><u>(6) 暑中における施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないようにしなければならない。</u></p> <p>なお、注入時のグラウトの温度は35℃を超えてはならない。</p> <p>12-3-3 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工について、道路橋支承便覧施工の<u>規定によらなければならない。</u></p>

改正後

第4節 橋梁付属物工

12-4-1 伸縮装置工

1 受注者は、伸縮装置の据付けについて、は、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定しなければならない。また、監督職員又は検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

2 受注者は、伸縮装置工の漏水防止の方法について、設計図書によらなければならない。

12-4-2・12-4-3 [略]

12-4-4 地覆工

受注者は、地覆については、橋の幅員方向最端部に設置しなければならない。

12-4-5・12-4-6 [略]

12-4-7 銘板工

1 受注者は、橋歴板に用いる材質は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆したアルミニウム板（JIS H 4000 A 5052 P）を標準とする。また、橋歴板に用いる色は黒地に金色とすることとし、縁についても同様に金色とする。なお、寸法及び記載事項は、図12-4-1 橋歴板の記載例によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。

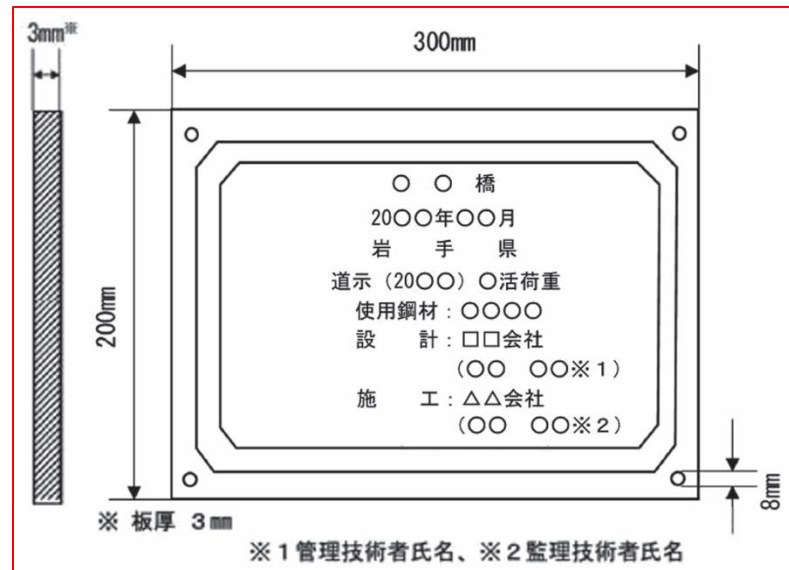


図12-4-1 橋歴板の記載例

2 受注者は、橋歴板は起点左側、橋梁端部に取付けるものとし、取付け位置については、監督職員の指示によらなければならない。

3 受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の完成年月を記入しなければならない。

12-4-8 現場塗装工

1～8 [略]

9 受注者は、次の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。塗装禁止条件は、表12-4-1 塗装禁止条件に示すとおりである。

(1) [略]

[削る。]

- (2) 降雨等で表面が濡れているとき。
- (3) 風が強いとき、及び塵埃が多いとき。
- (4) 塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。
- (5) 炎天で表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。
- (6) その他監督職員が不相当と認めるとき。

改正前

第4節 橋梁付属物工

12-4-1 伸縮装置工

1 受注者は、伸縮装置の据付けについて、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定し、事前に監督職員に報告しなければならない。

2 受注者は、伸縮装置工の漏水防止の方法について、設計図書によるものとする。

12-4-2・12-4-3 [略]

12-4-4 地覆工

受注者は、設計図書に基づいて地覆を施工しなければならない。

12-4-5・12-4-6 [略]

12-4-7 銘板工

1 受注者は、橋歴板の製作について、材質はJIS H 2202（鉄鋼用銅合金地金）を使用し、寸法及び記載事項は、図12-4-1 橋歴板の記載例によらなければならない。

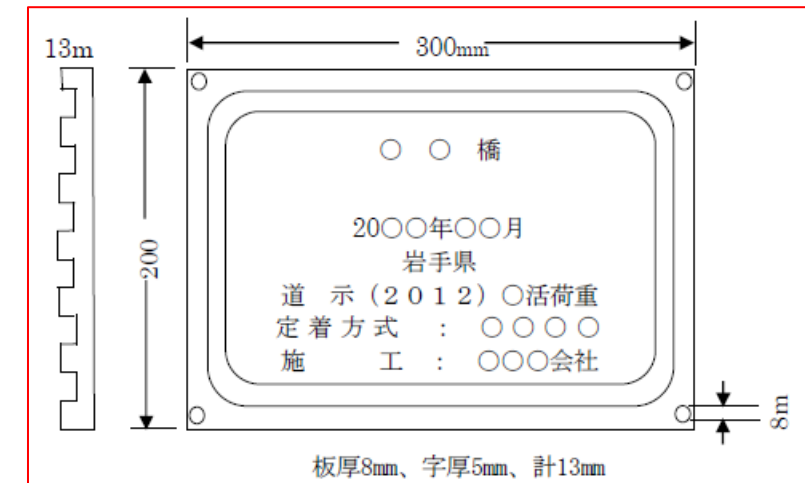


図 12-4-1 橋歴板の記載例

2 受注者は、原則として橋歴板は起点左側、橋梁端部に取付けるものとし、取付け位置については、監督職員の指示によらなければならない。

3 橋歴板に記載する年月は、橋梁の完成年月とする。

12-4-8 現場塗装工

1～8 [略]

9 受注者は、次の場合塗装を行ってはならない。[新設]

(1) [略]

(2) 低温用の塗料に対する制限は上表において、気温については5℃以下、20℃以上、湿度については85%以上とする。

- (3) 降雨等で表面が濡れているとき。
- (4) 風が強いとき、及び塵埃が多いとき。
- (5) 塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。
- (6) 炎天で表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。
- (7) その他監督職員が不相当と認めるとき。

改正後	改正前
<p>10 [略]</p> <p>11 受注者は、<u>塗り残し、ながれ、しわ</u>等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。</p> <p>12 受注者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の<u>塗料を均一な状態</u>にしてから使用しなければならない。</p> <p>13 下塗り</p> <p>(1) 受注者は、被塗装面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのため錆が生じたときは再び素地調整を行い、<u>塗装しなければならない</u>。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 受注者は、溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取付けや超音波探傷の施工などを考慮して決定する。</p> <p>ただし、錆の生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。</p> <p>なお、防錆剤の<u>使用については、設計図書に関して</u>監督職員の承諾を<u>得なければならない</u>。</p> <p>14・15 [略]</p> <p>16 検査</p> <p>(1) 受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成<u>及び</u>保管し、監督職員<u>又は検査職員から</u>請求があった場合は速やかに提示するとともに<u>工事完成時に監督職員へ</u>提出しなければならない。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 受注者は、膜厚測定器として<u>電磁膜厚計</u>を使用しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、次より塗膜厚の判定をしなければならない。</p> <p>ア 塗膜厚測定値（5回平均）の平均値は、<u>目標塗膜厚合計値</u>の90%以上とするものとする。</p> <p>イ 塗膜厚測定値（5回平均）の最小値は、<u>目標塗膜厚合計値</u>の70%以上とするものとする。</p> <p>ウ 塗膜厚測定値（5回平均）の分布の標準偏差は、<u>目標塗膜厚合計値</u>の20%を<u>超えない</u>ものとする。ただし、<u>標準偏差が20%を超えた場合、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合は合格とする</u>。</p> <p>エ 平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の<u>場合は</u>さらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が<u>管理</u>基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は<u>最上層の塗料を塗増し、再検査しなければならない</u>。</p> <p>(7) [略]</p> <p>第5節 舗装工</p> <p>12-5-1・12-5-2 [略]</p> <p>12-5-3 グースアスファルト舗装工</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 受注者は、グースアスファルト舗装工の施工に<u>ついては</u>、舗装施工便覧の<u>規定による</u>。</p> <p>6 接着剤の塗布に<u>当たっては</u>、以下の<u>各規定による</u>。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 接着剤の規格は表12-5-1(1)及び12-5-1(2)を満足するものでなければならない。</p>	<p>10 [略]</p> <p>11 受注者は、<u>塗り残し、気泡むら、ながれ、はけめ</u>等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。</p> <p>12 受注者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の<u>底部に顔料が沈殿しないよう</u>にしてから使用しなければならない。</p> <p>13 下塗り</p> <p>(1) 受注者は、被塗装面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのため錆が生じたときは再び素地調整を行い、<u>塗装するものとする</u>。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 受注者は、溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取付けや超音波探傷の施工などを考慮して決定する。</p> <p>ただし、錆の生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。</p> <p>なお、防錆剤の<u>使用について</u>監督職員の承諾を<u>得るものとする</u>。</p> <p>14・15 [略]</p> <p>16 検査</p> <p>(1) 受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成、保管し、監督職員<u>の</u>請求があった場合は速やかに提示するとともに<u>検査時に</u>提出しなければならない。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 受注者は、膜厚測定器として<u>2点調整式電磁膜厚計</u>を使用しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、次より塗膜厚の判定をしなければならない。</p> <p>ア 塗膜厚測定値（5点平均）の平均値は、<u>目標塗膜厚（合計値）</u>の90%以上とするものとする。</p> <p>イ 塗膜厚測定値（5点平均）の最小値は、<u>目標塗膜厚（合計値）</u>の70%以上とするものとする。</p> <p>ウ 塗膜厚測定値（5点平均）の分布の標準偏差は、<u>目標塗膜厚（合計）</u>の20%を<u>越えない</u>ものとする。ただし、<u>平均値が標準塗膜厚以上の場合は合格とするものとする</u>。</p> <p>エ 平均値、最小値、標準偏差の<u>それぞれ3条件</u>のうち1つでも不合格の<u>場合には</u>、さらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は<u>塗増し、再検査するものとする</u>。</p> <p>(7) [略]</p> <p>第5節 舗装工</p> <p>12-5-1・12-5-2 [略]</p> <p>12-5-3 グースアスファルト舗装工</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 受注者は、グースアスファルト舗装工の施工に<u>当たり</u>、舗装施工便覧の<u>規定によらなければならない</u>。</p> <p>6 接着剤の塗布に<u>当たり</u>、以下の<u>各規定によらなければならない</u>。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 接着剤の規格は表12-5-1(1)及び12-5-1(2)を満足するものでなければならない。</p>

改正後

表12-5-1(1) 接着剤の規格（鋼床版用）

項目	規格値	試験方法
	ゴムアスファルト系	
不揮発分 (%)	50以上	JIS K 6833-1, 2
粘度 (25℃) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1, 2
指触乾燥時間 (分)	90以下	JIS K 5600
低温風曲試験 (-10℃、3mm)	合格	JIS K 5600
基盤目試験 (点)	10	JIS K 5600
耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K <u>5600</u>
塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K <u>5600</u>

(注) 基盤目試験の判定点は (一財) 日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。

表12-5-1(2) [略]

(3) 受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ、ローラーバケ等を用いて、0.3~0.4 ㎏/㎡の割合で塗布しなければならない。塗布は鋼床版面にハケ、ローラーバケ等を用いて、0.15~0.2 ㎏/㎡の割合で一層目を塗布し、この層を約3時間乾燥させた後に一層目の上に同じ要領によって二層目を塗布するものとする。

(4)・(5) [略]

7 受注者は、夏期高温時に施工する場合 は、以下の規定による。

(1) 受注者は、夏期高温時に施工する場合には、流動抵抗性が大きくなるように瀝青材料を選択しなければならない。

(2) [略]

8 受注者は、グースアスファルトの示方配合 は、次の規定による。

(1) 骨材の標準粒度範囲は表12-5-2 に適合するものとする。

表 12-5-2 骨材の標準粒度範囲

ふるい目の開き	通過質量百分率 (%)
19.0mm	100
13.2mm	95~100
4.75mm	65~ 85
2.36mm	45~ 62
600 μ m	35~ 50
300 μ m	28~ 42
150 μ m	25~ 34
75 μ m	20~ 27

(2) 標準アスファルト量の規格は表12-5-3 に適合するものとする。

表 12-5-3 標準アスファルト量

[略]

(3) 受注者は、グースアスファルトの粒度及びアスファルト量の決定に当たっては配合設計を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

改正前

表12-5-1(1) 接着剤の規格（鋼床版用）

項目	規格値	試験方法
	ゴムアスファルト系	
不揮発分 (%)	50以上	JIS K 6833-1, 2
粘度 (25℃) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1, 2
指触乾燥時間 (分)	90以下	JIS K 5600
低温風曲試験 (-10℃、3mm)	合格	JIS K 5600
基盤目試験 (点)	10	JIS K 5600
耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K <u>5664</u>
塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K <u>5664</u>

(注) 基盤目試験の判定点は (一財) 日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による

表12-5-1(2) [略]

(3) 受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ、ローラーバケ等を用いて、接着剤を0.3~0.4 ㎏/㎡の割合でむらのないように一様に塗布しなければならない。一層目は0.15~0.2 ㎏/㎡を塗布し、この層を約3時間乾燥させた後、一層目を上に同じ要領によって二層目を塗布しなければならない。

(4)・(5) [略]

7 受注者は、夏期高温時に施工する場合、以下の規定によらなければならない。

(1) 流動抵抗性が大きくなるように瀝青材料を選択しなければならない。

(2) [略]

8 受注者は、グースアスファルトの示方配合 を、次の規定によるものとする。

(1) 骨材の標準粒度範囲は表12-5-2 に適合するものとする。

表 12-5-2 骨材の標準粒度範囲

ふるい目の開き	通過質量百分率
19.0mm	100
13.2mm	95~100
4.75mm	65~ 85
2.36mm	45~ 62
600 μ m	35~ 50
300 μ m	28~ 42
150 μ m	25~ 34
75 μ m	20~ 27

(2) アスファルトの標準混合量の規格は表12-5-3 に適合するものとする。

表 12-5-3 アスファルトの標準混合量

[略]

(3) グースアスファルトの粒度及びアスファルト量の決定に当たり、配合設計を行い、監督職員の承諾を得るものとする。

改正後	改正前
<p>9 設計アスファルト量の決定については、次の規定による。</p> <p>(1) 示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表12-5-4 の基準値を満足するものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 12-5-4 アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの基準値 [略]</p> <p>(2) グースアスファルトの混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の質量などにより現場での施工法に差が出るので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、試験の結果から基準値を満足するアスファルト量が<u>まとまらない</u>場合には、骨材の配合等を変更し、再試験を行わなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、配合を決定したときには、設計図書に示す品質が得られることを確認し、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合<u>は速やかに提示しなければならない</u>。</p> <p>(5) [略]</p> <p>10 現場配合については、<u>受注者は</u>舗設に先立って本章12-5-3 グースアスファルト舗装工9(4)で決定した配合の混合物を実際使用する混合所で製造し、その混合物で流動性試験、貫入量試験等を行わなければならない。</p> <p>ただし、基準値を満足しない場合には、骨材粒度又はアスファルト量の修正を行わなければならない。</p> <p>11 受注者は、混合物の製造に<u>当たっては</u>、次の規定による。</p> <p>(1) <u>アスファルトプラントにおける</u>グースアスファルトの標準加熱温度は表12-5-5 を満足するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 12-5-5 アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度 [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>12 <u>敷均しの施工に当たっては</u>、次の規定による。</p> <p>(1) <u>受注者は</u>、グースアスファルトフィニッシャ又は人力により敷均ししなければならない。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>受注者は</u>、<u>表面が湿っていない</u>ときに混合物を敷ならすものとする。作業中雨が降り出した場合には、直ちに作業を中止しなければならない。</p> <p>(4) <u>受注者は</u>、<u>グースアスファルトの舗設作業を</u>監督職員が承諾した場合を除き、気温が5℃以下のときに施工してはならない。</p> <p>13 <u>目地工の施工に当たっては</u>、次の規定による。</p> <p>(1) <u>受注者は</u>、横及び縦継目を加熱し密着させ、平坦に仕上げなければならない。</p> <p>(2) <u>受注者は</u>、雨水等の浸入を防止するために、<u>標準作業がとれる場合には、構造物との接触部に成型目地材を用い、局所的な箇所等小規模の場合には、構造物との接触部に注入目地材を用いなければならない</u>。</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>注入目地材の溶解は、間接加熱によらなければならない</u>。</p> <p>(6) 注入目地材は、高温で長時間加熱すると変質し劣化する傾向があるから、<u>受注者は</u>、できるだけ短時間で指定された温度に溶解し、使用しなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、目地内部、構造物側面、成型目地に対してはプライマーを塗布しなければならない。</p> <p>(8) <u>プライマーの使用量は、目地内部に対しては0.3 ㎖/㎡、構造物側面に対しては0.2 ㎖/㎡、成型目地材面に対しては0.3 ㎖/㎡とする</u>。</p>	<p>9 <u>受注者は</u>、設計アスファルト量の決定について、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 示方配合されたグースアスファルト混合物は表12-5-4 の基準値を満足するものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 12-5-4 グースアスファルトの基準値 [略]</p> <p>(2) グースアスファルトの混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の質量などにより現場での施工法に差が出るので、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。</p> <p>(3) 試験の結果から基準値を満足するアスファルト量が<u>決定しない</u>場合には、骨材の配合等を変更し、再試験を行わなければならない。</p> <p>(4) 配合を決定したときには、設計図書に示す品質が得られることを確認し、確認のための資料を整備、保管し監督職員の請求があった場合、<u>直ちに提示するとともに検査時に提出しなければならない</u>。</p> <p>(5) [略]</p> <p>10 現場配合については、舗設に先立って本章12-5-3 グースアスファルト舗装工9(4)で決定した配合の混合物を実際使用する混合所で製造し、その混合物で流動性試験、貫入量試験等を行わなければならない。</p> <p>ただし、基準値を満足しない場合には、骨材粒度又はアスファルト量の修正を行わなければならない。</p> <p>11 受注者は、混合物の製造に<u>当たり</u>、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1) グースアスファルトの標準加熱温度は表12-5-5 を満足するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 12-5-5 グースアスファルトの標準加熱温度 [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>12 <u>受注者は</u>、<u>敷均しの施工に当たり</u>、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1) グースアスファルトフィニッシャ又は人力により敷均ししなければならない。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>橋面が乾燥している</u>ときに混合物を敷ならすものとする。作業中雨が降り出した場合には、直ちに作業を中止しなければならない。</p> <p>(4) 監督職員が承諾した場合を除き、気温が5℃以下のときに施工してはならない。</p> <p>13 <u>受注者は</u>、<u>目地工の施工に当たり</u>、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 横及び縦継目を加熱し密着させ、平坦に仕上げなければならない。</p> <p>(2) 雨水等の浸入を防止するために、<u>成型目地材若しくは、注入目地材を用いなければならない</u>。</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>(5) 注入目地材は、高温で長時間加熱すると変質し劣化する傾向があるから、できるだけ短時間で指定された温度に溶解し、使用しなければならない。</p> <p><u>なお、溶解は、間接加熱によらなければならない</u>。</p> <p>(6) 受注者は、目地内部、構造物側面、成型目地に対してはプライマーを塗布しなければならない。</p> <p><u>なお、プライマーの使用量は、目地内部に対して0.3 ㎖/㎡、構造物側面に対して0.2 ㎖/㎡、成型目地材面に対して0.3 ㎖/㎡とする</u>。</p> <p>[新設]</p>

改正後	改正前																		
<p>12-5-4 [略] 第6節 [略] 第13章 橋梁下部工事 第1節 [略] 第2節 一般事項 13-2-1 適用すべき諸基準 適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p><u>【削る】</u></p> <table border="0"> <tr> <td><u>(1) 道路橋支承便覧</u></td> <td>(公社) 日本道路協会</td> </tr> <tr> <td><u>(2) 道路橋補修便覧</u></td> <td>(公社) 日本道路協会</td> </tr> <tr> <td><u>(3) 杭基礎設計便覧</u></td> <td>(公社) 日本道路協会</td> </tr> <tr> <td><u>(4) 鋼管矢板基礎設計施工便覧</u></td> <td>(公社) 日本道路協会</td> </tr> </table> <p>13-2-2 一般事項 1 輸送工 受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載しなければならない。</p> <p>2 [略] 第3節 [略] 第4節 橋台工 13-4-1~13-4-3 [略] 13-4-4 躯体工 1 [略] 2 型枠、支保及び足場の施工については、<u>第1編第3章第8節型枠及び支保、第1編3-20-11足場工</u>の規定によるものとする。 3~5 [略] 6 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合、<u>防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。なお、施工方法に関しては監督職員の承諾を得なければならない。</u> 7 受注者は、支承部の箱抜き施工については、<u>道路橋支承便覧の規定による。</u>これ以外の施工方法による場合は、<u>設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</u> 8 [略] 9 受注者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。<u>ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</u></p> <p>10~13 [略] 14 受注者は、有孔管の施工について、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。<u>有孔管及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によらなければならない。</u></p> <p>第5節~第7節 [略] 第14章 頭首工工事 第1節 [略] 第2節 一般事項</p>	<u>(1) 道路橋支承便覧</u>	(公社) 日本道路協会	<u>(2) 道路橋補修便覧</u>	(公社) 日本道路協会	<u>(3) 杭基礎設計便覧</u>	(公社) 日本道路協会	<u>(4) 鋼管矢板基礎設計施工便覧</u>	(公社) 日本道路協会	<p>12-5-4 [略] 第6節 [略] 第13章 橋梁下部工事 第1節 [略] 第2節 一般事項 13-2-1 適用すべき諸基準 適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <table border="0"> <tr> <td><u>(1) 道路橋示方書・同解説(V耐震設計編)</u></td> <td><u>(公社) 日本道路協会</u></td> </tr> <tr> <td><u>(2) 道路橋支承便覧</u></td> <td>(公社) 日本道路協会</td> </tr> <tr> <td><u>(3) 道路橋補修便覧</u></td> <td>(公社) 日本道路協会</td> </tr> <tr> <td><u>(4) 杭基礎設計便覧</u></td> <td>(公社) 日本道路協会</td> </tr> <tr> <td><u>(5) 鋼管矢板基礎設計施工便覧</u></td> <td>(公社) 日本道路協会</td> </tr> </table> <p>13-2-2 一般事項 1 輸送工 受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載し、<u>監督職員に提出しなければならない。</u></p> <p>2 [略] 第3節 [略] 第4節 橋台工 13-4-1~13-4-3 [略] 13-4-4 躯体工 1 [略] 2 型枠、支保及び足場の施工については、<u>第1編3-20-11足場工</u>の規定によるものとする。 3~5 [略] 6 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合、<u>防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の承諾を得るものとする。</u> 7 受注者は、支承部の箱抜き施工について、<u>道路橋支承便覧の規定によらなければならない。</u>これ以外の施工方法による場合は、<u>監督職員の承諾を得るものとする。</u> 8 [略] 9 受注者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。<u>これ以外の施工方法による場合は、監督職員と協議しなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合は、この限りではない。</u></p> <p>10~13 [略] 14 受注者は、有孔管の施工について、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。<u>なお、有孔管及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によるものとする。</u></p> <p>第5節~第7節 [略] 第14章 頭首工工事 第1節 [略] 第2節 一般事項</p>	<u>(1) 道路橋示方書・同解説(V耐震設計編)</u>	<u>(公社) 日本道路協会</u>	<u>(2) 道路橋支承便覧</u>	(公社) 日本道路協会	<u>(3) 道路橋補修便覧</u>	(公社) 日本道路協会	<u>(4) 杭基礎設計便覧</u>	(公社) 日本道路協会	<u>(5) 鋼管矢板基礎設計施工便覧</u>	(公社) 日本道路協会
<u>(1) 道路橋支承便覧</u>	(公社) 日本道路協会																		
<u>(2) 道路橋補修便覧</u>	(公社) 日本道路協会																		
<u>(3) 杭基礎設計便覧</u>	(公社) 日本道路協会																		
<u>(4) 鋼管矢板基礎設計施工便覧</u>	(公社) 日本道路協会																		
<u>(1) 道路橋示方書・同解説(V耐震設計編)</u>	<u>(公社) 日本道路協会</u>																		
<u>(2) 道路橋支承便覧</u>	(公社) 日本道路協会																		
<u>(3) 道路橋補修便覧</u>	(公社) 日本道路協会																		
<u>(4) 杭基礎設計便覧</u>	(公社) 日本道路協会																		
<u>(5) 鋼管矢板基礎設計施工便覧</u>	(公社) 日本道路協会																		

改正後	改正前
<p>14-2-1 適用すべき諸基準 適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 土地改良事業計画設計基準・設計「頭首工」 農林水産省農村振興局 (2) 河川砂防技術基準 国土交通省 (3) 道路橋支承便覧 (公社) 日本道路協会 <u>(4) 仮締切堤設置基準 (案) 国土交通省</u> <u>(5) プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (公社) 土木学会</u></p> <p>14-2-2 一般事項 1 受注者は、頭首工の施工に<u>おける</u>既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については<u>設計図書に基づき施工</u>しなければならない。 2 輸送工 受注者は、PC桁等の輸送に着手する前に<u>輸送計画に関する事項を施工計画書に記載しなければならない</u>。</p> <p>14-2-3 [略] 第3節 [略] 第4節 可動堰本体工 14-4-1~14-4-6 [略] 14-4-7 床版(堰体)工 1 受注者は、床版工の施工に<u>当たっては</u>、床付地盤と<u>敷均しコンクリート</u>、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。 2 受注者は、コンクリート打設に<u>当たっては</u>、床版工1ブロックを打継目なく連続して施工しなければならない。なお、コンクリートの打設方法は、層打ちとしなければならない。 3 受注者は、<u>埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打込み</u>は、本体コンクリートと同時施工しなければならない。その場合、<u>埋設鋼構造物</u>がコンクリート打込み圧、偏荷重、浮力、その他の荷重によって移動しないように据付架台、支保工その他の据付材で固定するほか、コンクリートが充填しやすいように形鋼等の組合せ部に空気溜りが生じないようにしなければならない。 なお、同時施工が困難な場合は、<u>設計図書に関して</u>監督職員と協議し箱抜き工法(二次コンクリート)とすることができる。その場合、<u>本体(一次)コンクリート</u>と二次コンクリートの付着を確保するため、原則としてチップング等の接合面の処理を行い、水密性を確保しなければならない。 4 受注者は、<u>埋設鋼構造物周辺のコンクリート</u>は、所定の強度、付着性、水密性を有するとともにワーカビリティに富んだものとし、適切な施工方法で打込み、<u>締固めをしなければならない</u>。 5 埋設される鋼構造物が関連工事で施工される<u>場合については、第1編 1-1-17 受注者相互の協力の規定によるものとする</u>。</p> <p>14-4-8 堰柱工 1 [略] 2 受注者は、コンクリート打設に<u>当たっては</u>、原則として堰柱工1ブロックを打継目なく連続して施工しなければならない。 3 <u>埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打込みについては</u>、第2編14-4-7床版(堰体)工3及び4の規定によるものとする。</p> <p>14-4-9 門柱工 <u>埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打込みについては</u>、第2編14-4-7床版(堰体)工3及び4の規定によるものとする。</p> <p>14-4-10 ゲート操作台工 1 受注者は、コンクリート打設に<u>当たっては</u>、操作台1ブロックを打ち継目なく連続して施工しなければならない。 2 受注者は、操作台開孔部の施工について、設計図書に従い<u>補強しなければならない</u>。</p>	<p>14-2-1 適用すべき諸基準 適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 土地改良事業計画設計基準・設計「頭首工」 農林水産省農村振興局 (2) 河川砂防技術基準 国土交通省 (3) 道路橋支承便覧 (公社) 日本道路協会 <u>[新設]</u> <u>[新設]</u></p> <p>14-2-2 一般事項 1 受注者は、頭首工の施工に<u>おいて</u>、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、<u>施工計画書に記載</u>しなければならない。 2 輸送工 受注者は、PC桁等の輸送に着手する前に<u>施工計画書に輸送計画に関する事項を記載し、監督職員に提出しなければならない</u>。</p> <p>14-2-3 [略] 第3節 [略] 第4節 可動堰本体工 14-4-1~14-4-6 [略] 14-4-7 床版(堰体)工 1 受注者は、床版工の施工に<u>当たり</u>、床付地盤と<u>均しコンクリート</u>、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。 2 受注者は、コンクリート打設に<u>当たり</u>、床版工1ブロックを打継目なく連続して施工しなければならない。なお、コンクリートの打設方法は、層打ちとしなければならない。 3 受注者は、<u>鋼構造物を埋設する場合</u>、本体コンクリートと同時施工しなければならない。その場合、<u>鋼構造物</u>がコンクリート打込み圧、偏荷重、浮力、その他の荷重によって移動しないように据付架台、支保工その他の据付材で固定するほか、コンクリートが充填しやすいように形鋼等の組合せ部に空気溜りが生じないようにしなければならない。 なお、同時施工が困難な場合は、監督職員と協議し箱抜き工法(二次コンクリート)とすることができる。その場合、<u>本体コンクリート</u>と二次コンクリートの付着を確保するため、原則としてチップング等の接合面の処理を行い、水密性を確保しなければならない。 4 受注者は、<u>鋼構造物を埋設する場合について</u>、所定の強度、付着性、水密性を有するとともにワーカビリティに富んだものとし、適切な施工方法で打込み、<u>締固めをなければならない</u>。 5 埋設される鋼構造物が関連工事で施工される<u>場合、施工範囲は設計図書に示すとおりとするが、相互に協力しなければならない</u>。</p> <p>14-4-8 堰柱工 1 [略] 2 受注者は、コンクリート打設に<u>当たり</u>、原則として堰柱工1ブロックを打継目なく連続して施工しなければならない。 3 <u>堰柱に鋼構造物を埋設する場合</u>、第2編14-4-7床版(堰体)工3及び4の規定によるものとする。</p> <p>14-4-9 門柱工 <u>門柱に鋼構造物を埋設する場合</u>、第2編14-4-7床版(堰体)工3及び4の規定によるものとする。</p> <p>14-4-10 ゲート操作台工 1 受注者は、コンクリート打設に<u>当たり</u>、操作台1ブロックを打ち継目なく連続して施工しなければならない。 2 受注者は、操作台開孔部の施工について、設計図書に従い<u>補強筋を設置しなければならない</u>。</p>

改正後	改正前
<p>14-4-11 水叩 (エプロン) 工</p> <p>1 受注者は、水叩工の施工に<u>当たっては</u>、床付地盤と均しコンクリート、本体コンクリート及び止水矢板との水密性を確保しなければならない。</p> <p>2 受注者は、コンクリート打設に<u>当たっては</u>、水叩工1ブロックを打ち継目なく連続して施工しなければならない。</p> <p>14-4-12・14-4-13 [略]</p> <p>14-4-14 取付擁壁工</p> <p>受注者は、取付擁壁の施工時期に<u>ついては</u>、仮締切工の切替時期等を考慮した工程としなければならない。</p> <p>第5節 固定堰本体工</p> <p>14-5-1~14-5-6 [略]</p> <p>14-5-7 堰体工</p> <p>1 受注者は、<u>床版部の施工に当たっては</u>、床付地盤と<u>敷均しコンクリート</u>、本体コンクリート及び止水矢板との水密性を確保しなければならない。</p> <p>2 <u>仮締切の施工手順によって</u>、本体コンクリートを打継ぐ場合の施工については、第1編3-7-12 継目の規定によるものとする。</p> <p>14-5-8・14-5-9 [略]</p> <p>第6節 [略]</p> <p>第7節 魚道工</p> <p>14-7-1 [略]</p> <p>14-7-2 魚道本体工</p> <p>受注者は、床版部の施工に<u>当たっては</u>、床付地盤と<u>敷均しコンクリート</u>、本体コンクリート及び止水矢板との水密性を確保しなければならない。</p> <p>第8節 [略]</p> <p>第9節 管理橋上部工</p> <p>14-9-1 一般事項</p> <p>1 本節は、管理橋上部工として<u>プレテンション桁購入工、ポストテンションT (I) 桁製作工、プレキャストブロック購入工、プレキャストブロック桁組立工、PCホロースラブ製作工、PC箱桁製作工、架設工 (クレーン架設)、架設工 (架設桁架設)、架設支保工、床版、横組工、支承工</u>について定めるものである。</p> <p>2~3 [略]</p> <p>4 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、<u>J I S B 0205-1~4 (一般用メートルねじ)</u>に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p>14-9-2 プレテンション桁の購入</p> <p>1 受注者は、プレテンション桁を購入する場合は、<u>J I S マーク表示認証製品を製造している工場</u>において製作したものを用いなければならない。</p> <p>2 受注者は、次の規定を満足した桁を用いなければならない。</p> <p>(1) PC鋼材についた油、土、ごみ等<u>の</u>コンクリートの付着を害するおそれのあるものを<u>除去し</u>製作されたもの。</p> <p>(2) プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が30N/mm² 以上であることを確認し、<u>製作されたもの</u>の<u>の</u>。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。</p>	<p>14-4-11 水叩 (エプロン) 工</p> <p>1 受注者は、水叩工の施工に<u>当たり</u>、床付地盤と均しコンクリート、本体コンクリート及び止水矢板との水密性を確保しなければならない。</p> <p>2 受注者は、コンクリート打設に<u>当たり</u>、水叩工1ブロックを打ち継目なく連続して施工しなければならない。</p> <p>14-4-12・14-4-13 [略]</p> <p>14-4-14 取付擁壁工</p> <p>受注者は、取付擁壁の施工時期に<u>ついて</u>、仮締切工の切替時期等を考慮した工程としなければならない。</p> <p>第5節 固定堰本体工</p> <p>14-5-1~14-5-6 [略]</p> <p>14-5-7 堰体工</p> <p>1 受注者は、<u>堰体の施工に当たり</u>、床付地盤と<u>均しコンクリート</u>、本体コンクリート及び止水矢板との水密性を確保しなければならない。</p> <p>2 <u>受注者は、仮締切の施工手順によって</u>、本体コンクリートを打継ぐ場合の施工については、第1編3-7-12 継目の規定によるものとする。</p> <p>14-5-8・14-5-9 [略]</p> <p>第6節 [略]</p> <p>第7節 魚道工</p> <p>14-7-1 [略]</p> <p>14-7-2 魚道本体工</p> <p>受注者は、床版部の施工に<u>当たり</u>、床付地盤と<u>均しコンクリート</u>、本体コンクリート及び止水矢板との水密性を確保しなければならない。</p> <p>第8節 [略]</p> <p>第9節 管理橋上部工</p> <p>14-9-1 一般事項</p> <p>1 本節は、管理橋上部工として<u>プレテンション桁購入工、ポストテンションT (I) 桁製作工、プレキャストブロック購入工、プレキャストブロック桁組立工、PCホロースラブ製作工、PC箱桁製作工、架設工 (クレーン架設)、架設工 (架設桁架設)、架設支保工、床版、横組工、支承工、橋梁付属物工、橋梁現場塗装工、管理橋舗装工その他これらに類する工種</u>について定めるものである。</p> <p>2~3 [略]</p> <p>4 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、<u>J I S B 0205-1 (一般用メートルねじ-第1部：基本山形)、J I S B 0205-2 (一般用メートルねじ-第2部：全体系)、J I S B 0205-3 (一般用メートルねじ-第3部：ねじ部品用に選択したサイズ)、J I S B 0205-4 (一般用メートルねじ-第4部：基本寸法)</u>に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p>14-9-2 プレテンション桁の購入</p> <p>1 受注者は、プレテンション桁を購入する場合は、<u>産業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関 (登録認証機関) により認証を受けた工場 (J I S マーク表示認証製品を製造している工場)</u>において製作したものを用いなければならない。</p> <p>2 受注者は、次の規定を満足した桁を用いなければならない。</p> <p>(1) PC鋼材についた油、土<u>及び</u>ごみ等コンクリートの付着を害するおそれのあるものを<u>清掃し、除去し</u>製作されたもの。</p> <p>(2) プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度は、<u>30N/mm² 以上であることを確認し、製作されたものとする</u>。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(3) コンクリートの施工について、次の規定により製作されたもの。 ア 振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて製作されたもの。 イ 蒸気養生を行う場合、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間当たり15℃以下とし、養生中の温度は65℃以下として製作するものとする。また、養生終了後は急激に温度を降下させてはならない。</p> <p>(4) プレストレスの導入については、固定装置を徐々にゆるめ、各PC鋼材が一様にゆるめられるように製作されたもの。また、部材の移動を拘束しないようにして製作されたものとする。</p> <p>3 受注者は、型枠を取り外したプレテンション方式の桁に速やかに次の事項を表示するものとする。 (1) [略] (2) コンクリート打設年月日 (3) [略]</p> <p>14-9-3 ポストテンションT (I) 桁製作工</p> <p>1 受注者は、コンクリートの施工について、次の事項に従わなければならない。 (1) 受注者は、主桁型枠製作図面を作成し、設計図書との適合を確認しなければならない。 (2) 受注者は、桁の荷重を直接受けている部分の型枠の取り外しに当たっては、プレストレス導入後に行わなければならない。その他の部分は、乾燥収縮に対する拘束を除去するため、部材に有害な影響を与えないよう早期に取り外さなければならない。 (3) 受注者は、内部及び外部振動によってシースの破損、移動がないように締固めなければならない。 (4) 受注者は、桁端付近のコンクリートの施工については、鋼材が密集していることを考慮し、コンクリートが鉄筋、シースの周囲及び型枠のすみずみまで行き渡るように行わなければならない。 (5) [略]</p> <p>2 PCケーブルの施工については、次の規定によるものとする。 (1) [略] (2) 受注者は、PC鋼材をシースに挿入する前に清掃し、油、土、ごみ等が付着しないよう、挿入しなければならぬ。 (3) シースの継手部はセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時も必要な強度を有し、また、継手箇所が少なくなるようにしなければならない。 (4) PC鋼材またはシースが設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を定めなければならない。 (5) PC鋼材又はシースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立てなければならない。 (6) 定着具及び接続具の使用については、第2編 14-9-1 一般事項3の規定によるものとする。 (7) 定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびや損傷を受けたりしないように保護しなければならない。なお、ねじは、第2編 14-9-1 一般事項4の規定によるものとする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 受注者は、主桁の仮置きを行う場合、仮置きした主桁に、過大な応力が生じないように支持するとともに、横倒れ防止処置を行わなければならない。</p> <p>6 受注者は、主桁製作設備の施工については、次の規定によるものとする。 (1) 主桁製作台の製作については、プレストレッシングにより、有害な変形、沈下などが生じないようにするものとする。 (2) [略]</p> <p>14-9-4 [略]</p>	<p>(3) コンクリートの施工は、次の規定によるものとする。 ア 振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて製作する。 イ 蒸気養生を行う場合、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作するものとし、養生終了後、急激に温度を降下させないよう留意しなければならない。 なお、養生室の温度上昇は1時間当たり15℃以下とし、養生中の温度は65℃以下として製作するものとする。</p> <p>(4) プレストレスの導入については、固定装置を徐々にゆるめ、各PC鋼材が一様にゆるめられるようにし、部材の移動を拘束しないようにして製作されたものとする。</p> <p>3 受注者は、型枠を取り外したプレテンション方式の桁に速やかに次の事項を表示するものとする。 (1) [略] (2) コンクリート打設月日 (3) [略]</p> <p>14-9-3 ポストテンションT (I) 桁製作工</p> <p>1 受注者は、コンクリートの施工について、次の事項に従わなければならない。 (1) 主桁型枠製作図面を作成し、設計図書との適合を確認しなければならない。 (2) 桁の荷重を直接受けている部分の型枠の取り外しは、プレストレス導入後に行わなければならない。その他の部分は、乾燥収縮に対する拘束を除去するため、部材に有害な影響を与えないよう早期に実施するものとする。 (3) 内部及び外部振動によってシースの破損、移動がないように締固めるものとする。 (4) 桁端付近のコンクリートの施工については、鋼材が密集していることを考慮し、コンクリートが鉄筋、シースの周囲、あるいは型枠のすみずみまで行き渡るように行うものとする。 (5) [略]</p> <p>2 受注者は、PCケーブルの施工について、次の規定によらなければならない。 (1) [略] (2) PC鋼材をシースに挿入する前に清掃し、油、土及びごみ等が付着しないよう、挿入作業をするものとする。 (3) シースの継手部はセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時も圧力に耐える強度を有し、また、継手箇所が少なくなるようにするものとする。 (4) PC鋼材またはシースが設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を定めるものとする。 (5) PC鋼材又はシースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立てるものとする。 (6) 定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。 (7) 定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびたり、損傷を受けたりしないように保護するものとする。なお、ねじは、JIS B 0205 (一般メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 受注者は、主桁の仮置きを行う場合、仮置きした主桁に、横倒れ防止処置を行わなければならない。</p> <p>6 受注者は、主桁製作設備の施工について、次の規定によらなければならない。 (1) 主桁製作台の製作については、プレストレッシングにより、有害な変形、沈下などが生じないようにするものとする。 (2) [略]</p> <p>14-9-4 [略]</p>

改正後	改正前
<p>14-9-5 プレキャストブロック桁組立工</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>ブロック組立ての施工については、次の規定によるものとする。</u></p> <p>(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。</p> <p>未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。</p> <p>なお、接着剤の試験方法はコンクリート標準示方書・<u>規準編</u>（（公社）土木学会）における、J S C E-H101 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格によるものとする。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(2) プレキャストブロックの接合面は、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、レイトンス、ごみ、油などを<u>取り除かなければならない。</u></p> <p>(3) プレキャストブロックの連結に<u>当たっては</u>、設計図書に示す品質が得られるように<u>施工しなければならない。</u></p> <p>(4) プレキャストブロックを連結する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが<u>生じないようにしなければならない。</u></p> <p>3 <u>PCケーブル及びPC緊張の施工については</u>、本章14-9-3ポストテンションT（I）桁製作工2及び3の規定によるものとする。</p> <p>4 <u>グラウトの施工については</u>、次の規定によるものとする。</p> <p>(1) 接着剤の硬化を確認した後にグラウトを<u>行わなければならない。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>14-9-6 PCホロースラブ製作工</p> <p>1 受注者は、円筒型枠の施工について、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり <u>防止装置について、その内容を施工計画書に記載し、設置しなければならない。</u></p> <p>2~4 [略]</p> <p>5 受注者は、主ケーブルに片引きによるPC固定及びPC継手がある場合 <u>は</u>、プレストレストコンクリート工法設計施工指針（（公社）土木学会）の<u>規定</u>により施工しなければならない。</p> <p>6 [略]</p> <p>14-9-7 PC箱桁製作工</p> <p>1 <u>移動型枠の施工については</u>、本章14-9-6 PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。</p> <p>2 <u>コンクリート、PCケーブル、PC緊張の施工については</u>、本章14-9-3ポストテンションT（I）桁製作工1から3の規定によるものとする。</p> <p>3 <u>PC固定、PC継手の施工については</u>、本章14-9-6 PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。</p> <p>4 <u>横締め鋼材、横締め緊張、鉛直締め鋼材、鉛直締め緊張、グラウト等がある場合の施工については</u>、本章14-9-3ポストテンションT（I）桁製作工の規定によるものとする。</p> <p>14-9-8 クレーン架設工</p> <p><u>プレキャスト桁の架設については、第2編 12-3-1架設工1の規定によるものとする。</u></p>	<p>14-9-5 プレキャストブロック桁組立工</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>受注者は、ブロック組立ての施工については、次の規定によらなければならない。</u></p> <p>(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。</p> <p>未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。</p> <p>なお、接着剤の試験方法はコンクリート標準示方書・<u>基準編</u>（（公社）土木学会）における、J S C E-H101 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格によるものとする。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(2) プレキャストブロックの接合面は、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、レイトンス、ごみ、油などを<u>取り除くものとする。</u></p> <p>(3) プレキャストブロックの連結に<u>当たり</u>、設計図書に示す品質が得られるように<u>施工するものとする。</u></p> <p>(4) プレキャストブロックを連結する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが<u>生じないようにするものとする。</u></p> <p>3 <u>受注者は、PCケーブル及びPC緊張の施工について</u>、本章14-9-3ポストテンションT（I）桁製作工2及び3の規定によるものとする。</p> <p>4 <u>受注者は、グラウトの施工について</u>、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 接着剤の硬化を確認した後にグラウトを<u>行うものとする。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>14-9-6 PCホロースラブ製作工</p> <p>1 受注者は、円筒型枠の施工について、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり <u>防止処置を講じなければならない。</u></p> <p>2~4 [略]</p> <p>5 受注者は、主ケーブルに片引きによるPC固定及びPC継手がある場合、プレストレストコンクリート工法設計施工指針（（公社）土木学会）により施工しなければならない。</p> <p>6 [略]</p> <p>14-9-7 PC箱桁製作工</p> <p>1 <u>受注者は、移動型枠の施工について</u>、本章14-9-6 PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。</p> <p>2 <u>受注者は、コンクリート、PCケーブル、PC緊張の施工について</u>、本章14-9-3ポストテンションT（I）桁製作工1から3の規定によるものとする。</p> <p>3 <u>受注者は、PC固定、PC継手の施工については</u>、本章14-9-6 PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。</p> <p>4 <u>受注者は、横締め鋼材、横締め緊張、鉛直締め鋼材、鉛直締め緊張、グラウト等がある場合の施工について</u>、本章14-9-3ポストテンションT（I）桁製作工の規定によるものとする。</p> <p>14-9-8 クレーン架設工</p> <p><u>受注者は、プレキャスト桁の架設について、架設した主桁に、横倒れ防止の処置を行わなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p>14-9-9 架設桁架設工 架設桁架設については第2編 12-3-1 架設工2の規定によるものとする。</p> <p>14-9-10 架設支保工（固定） 支保工及び支保工基礎の施工については、第1編 3-8-3 型枠及び支保の規定によるものとする。</p> <p>14-9-11 [略]</p> <p>14-9-12 支承工 支承工の施工については、第2編 12-3-3 支承工の規定によるものとする。</p> <p>第15章 機場下部工事 第1節 [略] 第2節 一般事項 15-2-1 [略] 15-2-2 一般事項 1～5 [略] 6 輸送工 受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載しなければならない。</p> <p>第3節 [略] 第4節 機場本体工 15-4-1 作業土工 1 [略] 2 受注者は、基礎下面の土質が設計図書と異なる場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>15-4-2～15-4-6 [略] 第5節 [略] 第16章 地すべり防止工事 第1節 [略] 第2節 一般事項 16-2-1 適用すべき諸基準 適用すべき諸基準については、第1編 3-2-1 適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 土地改良事業計画設計基準・計画「農地地すべり防止対策」農林水産省農村振興局 (2) <u>PCフレーム工法設計・施工の手引き</u> PCフレーム協会 (3) 新版地すべり鋼管杭設計要領 (一社) 斜面防災対策技術協会 (4) 地すべり対策技術設計実施要領 (一社) 斜面防災対策技術協会 (5) <u>新・斜面崩壊防止工事の設計と実例</u> (一社) 全国治水砂防協会</p> <p>16-2-2 一般事項 1 受注者は、施工中工事区域内に新たに<u>予期できなかつた</u>亀裂の発生等異常を認めた場合、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちに監督職員に連絡しなければならない。</p>	<p>14-9-9 架設桁架設工 1 受注者は、既架設桁を使用して、プレキャスト桁を架設する場合は、既架設桁の安全性について検討しなければならない。 2 受注者は、架設計画書に基づいた架設機材を用いて、安全に施工しなければならない。3. プレキャスト桁の架設については、本章14-9-8 クレーン架設工の規定によるものとする。</p> <p>14-9-10 架設支保工（固定） 支保工及び支保工基礎の施工については、第1編 第3章第8節 型枠及び支保の規定によるものとする。</p> <p>14-9-11 [略]</p> <p>14-9-12 支承工 受注者は、支承工の施工について、道路橋支承便覧（（公社）日本道路協会）の規定によらなければならない。</p> <p>第15章 機場下部工事 第1節 [略] 第2節 一般事項 15-2-1 [略] 15-2-2 一般事項 1～5 [略] 6 輸送工 受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>第3節 [略] 第4節 機場本体工 15-4-1 作業土工 1 [略] 2 受注者は、地盤反力が設計図書に示す数値を下回る場合、その処理について監督職員と協議しなければならない。</p> <p>15-4-2～15-4-6 [略] 第5節 [略] 第16章 地すべり防止工事 第1節 [略] 第2節 一般事項 16-2-1 適用すべき諸基準 適用すべき諸基準については、第1編 3-2-1 適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 土地改良事業計画設計基準・計画「農地地すべり防止対策」農林水産省農村振興局 (2) <u>PCフレームアンカー工法設計・施工の手引き</u> PCフレーム協会 (3) 新版地すべり鋼管杭設計要領 (一社) 斜面防災対策技術協会 (4) 地すべり対策技術設計実施要領 (一社) 斜面防災対策技術協会 <u>[新設]</u></p> <p>16-2-2 一般事項 1 受注者は、施工中工事区域内に新たに<u>予測できなかつた</u>亀裂の発生等異常を認めた場合、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちに監督職員に連絡しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>2 受注者は、集水井の施工に<u>当たっては</u>、常に<u>観測（監視）計画等にて</u>地すべりの状況を把握するとともに、掘削中の地質構造、湧水等を詳細に記録して、<u>異常（数値の変化等）が確認された場合は速やかに</u>監督職員に報告しなければならない。</p> <p>3 輸送工 受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を<u>記載しなければならない</u>。</p> <p>第3節～第5節 [略] 第6節 水抜きボーリング工 16-6-1 水抜きボーリング工 1・2 [略]</p> <p>3 <u>保孔管は、削孔全長に挿入するものとし、設計図書で指定する場合を除き、硬質ポリ塩化ビニル管とするものとする。</u></p> <p>4 <u>保孔管のストレーナー加工は、設計図書による。</u></p> <p>5 受注者は、<u>せん孔完了後、各箇所ごとに、せん孔</u>地点の脇に、番号、完了年月日、孔径、延長、施工業者名を記入した<u>標示板</u>を立てなければならない。</p> <p>16-6-2 面壁工 1～4 [略]</p> <p>5 足場の施工については、<u>第1偏3-20-11 足場工</u>の規定によるものとする。</p> <p>第7節 集水井設置工 16-7-1 [略] 16-7-2 集水井工</p> <p>1 受注者は、集水井の掘削が予定深度まで<u>掘削しない前に多量の湧水があった場合</u>、又は予定深度まで掘削した後においても湧水がない場合<u>には</u>、速やかに監督職員に報告し、<u>設計図書に関して</u>指示を<u>受けなければならない</u>。</p> <p>2 受注者は、集水井の<u>設置位置及び深度</u>について、現地状況により設計図書に<u>定めた</u>設置位置及び<u>深度に支障がある場合は、設計図書に関して</u>監督職員と協議しなければならない。</p> <p>16-7-3・16-7-4 [略]</p> <p>第8節 抑止杭工 16-8-1 [略] 16-8-2 抑止杭工 1 [略]</p> <p>2 受注者は、杭建込みのための削孔に<u>当たっては</u>、地形図、土質柱状図等を<u>検討して</u>、地山のかく乱、地すべり等の誘発をさけるように施工しなければならない。</p> <p>3 受注者は、杭建込みのための<u>削孔作業においては</u>、排出土及び削孔時間等から<u>地質の状況を記録し、基岩または固定地盤面の深度を確認のうえ</u>、施工しなければならない。</p> <p>4 既製杭による施工 (1)・(2) [略] (3) 受注者は、<u>杭の建込みに当たっては、各削孔完了後に直ちに挿入しなければならない</u>。 (4) 受注者は、既製杭の施工に<u>当たっては、掘進用刃先、拡孔錘等の数を十分用意し、地質の変化等にも直ちに即応できるように</u>配慮しておかななければならない。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 シャフト工（深礎工）による施工 (1) 受注者は、仮巻コンクリートの施工を行う場合は、<u>予備掘削を行いコンクリートはライナープレートと隙間なく打設しなければならない</u>。 (2) [略]</p>	<p>2 受注者は、集水井の施工に<u>当たり</u>、常に<u>移動計測等により</u>地すべりの状況を把握するとともに、掘削中の地質構造、湧水等を詳細に記録して、<u>定期的かつ必要がある場合に</u>監督職員に報告しなければならない。</p> <p>3 輸送工 受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を<u>記載し、監督職員に提出</u>しなければならない。</p> <p>第3節～第5節 [略] 第6節 水抜きボーリング工 16-6-1 水抜きボーリング工 1・2 [略]</p> <p>3 <u>受注者は、保孔管を削孔全長に挿入するものとする。</u> <u>なお、設計図書で指定する場合を除き、硬質ポリ塩化ビニル管を使用するものとし、保孔管のストレーナー加工は、設計図書によるものとする。</u></p> <p>[新設]</p> <p>4 受注者は、<u>各箇所の削孔完了後、削孔</u>地点の脇に、番号、完了年月日、孔径、延長、施工業者名を記入した<u>表示板</u>を立てなければならない。</p> <p>16-6-2 [略] 1～4 [略]</p> <p>5 足場の施工については、<u>第1偏3-8-4 足場</u>の規定によるものとする。</p> <p>第7節 集水井設置工 16-7-1 [略] 16-7-2 集水井工</p> <p>1 受注者は、集水井の掘削が予定深度まで<u>達しない前に湧水があった場合</u>、又は予定深度まで掘削した後においても湧水がない場合、速やかに監督職員に報告し指示を<u>受けるものとする</u>。</p> <p>2 受注者は、集水井の<u>施工</u>について、現地状況により設計図書に<u>示す</u>設置位置及び<u>深度とすることが困難な場合</u>、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>16-7-3・16-7-4 [略]</p> <p>第8節 抑止杭工 16-8-1 [略] 16-8-2 抑止杭工 1 [略]</p> <p>2 受注者は、杭建込みのための削孔に<u>当たり</u>、地形図、土質柱状図等を<u>把握し</u>、地山のかく乱、地すべり等の誘発をさけるように施工しなければならない。</p> <p>3 受注者は、杭建込みのための<u>削孔作業において</u>、排出土及び削孔時間等から<u>地質の状況、基岩または固定地盤面の深度を記録しながら</u>施工しなければならない。</p> <p>4 既製杭による施工 (1)・(2) [略] (3) 受注者は、<u>削孔完了後、直ちに杭を建込まなければならない</u>。 (4) 受注者は、既製杭の施工に<u>当たり、地質の変化等に即応できるように掘進用刃先、拡孔錘等の種類等に</u>配慮しておかななければならない。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 シャフト工（深礎工）による施工 (1) 受注者は、仮巻コンクリートの施工を行う場合は、<u>事前掘削を行い、コンクリートをライナープレートと隙間なく打設しなければならない</u>。 (2) [略]</p>

改正後	改正前
<p>(3) 受注者は、掘削孔の全長にわたって<u>土留工</u>を行い、かつ撤去してはならない。これにより難い場合は、<u>設計図書に関して</u>監督職員と協議しなければならない。<u>また、土留材は脱落、変形及び緩みのないよう組立てなければならない。</u> なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化するおそれがある場合には、速やかに孔底をコンクリートで<u>覆わなければならない。</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 受注者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備<u>及び</u>保管し、監督職員の請求があった場合は、<u>速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ</u>提出しなければならない。</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) 受注者は、<u>軸方向鉄筋の継手は機械式継手とし、せん断補強鉄筋は重ね継手または機械式継手とする。</u>これにより難い場合は、監督職員の承諾を<u>得なければならない。</u></p> <p>(8) 受注者は、<u>深礎工において鉄筋を組み立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組み立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。</u> <u>ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持等のための溶接を構造設計上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。</u></p> <p>(9) 受注者は、土留材と地山との間に生じた空隙部に、全長にわたって裏込注入を行わなければならない。<u>なお、裏込注入材料が設計図書に示されていない場合には、監督職員の承諾を得なければならない。</u></p> <p>(10) <u>裏込材注入圧力</u>は、低圧 (0.1N/mm² 程度) とするが、これにより難い場合は、<u>施工に先立って</u>監督職員の承諾を<u>得なければならない。</u></p> <p>(11) 受注者は、グラウトの注入<u>方法については</u>、施工計画書に記載し、<u>施工に当たっては</u>施工記録を整備保管し、監督職員の請求があった場合は<u>速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ</u>提出しなければならない。</p> <p>(12) 受注者は、掘削中に湧水が著しく多くなった場合は、<u>設計図書に関して</u>監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(13) ・ (14) [略]</p> <p>第9節 [略]</p> <p>第10節 暗渠工</p> <p>16-10-1 [略]</p> <p>16-10-2 暗渠工</p> <p>受注者は、地下水排除のため暗渠の<u>施工に当たっては</u>、基礎を固めた後、<u>透水管</u>及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。<u>透水管</u>及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によらなければならない。</p> <p>第11節～第15節 [略]</p> <p>第17章 PCタンク工事</p> <p>第1節 適用</p> <p>17-1-1 [略]</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>17-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) プレストレストコンクリート工法設計施工指針 <u>(公社) 土木学会</u></p> <p>(3) 水道用プレストレストコンクリートタンク設計施工指針・解説 <u>(公社) 日本水道協会</u></p>	<p>(3) 受注者は、掘削孔の全長にわたって<u>土留工 (ライナープレート)</u>を行い、かつ撤去してはならない。これにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。<u>[新設]</u> なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化するおそれがある場合には、速やかに孔底をコンクリートで<u>覆うものとする。</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 受注者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備、保管し、監督職員の請求があった場合は、<u>遅滞なく提示するとともに、検査時に</u>提出しなければならない。</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) 受注者は、<u>鉄筋の継手を重ね継手とする。</u>これにより難い場合は、監督職員の承諾を<u>得るものとする。</u></p> <p>(8) 受注者は、<u>鉄筋の組立てに当たり、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものしなければならない。</u>また、<u>山留め材を取り外す場合、あらかじめ主鉄筋の間隔、かぶりに十分に配慮しておかななければならない。</u></p> <p>(9) 受注者は、土留材と地山との間に生じた空隙部に、全長にわたって裏込注入を行わなければならない。<u>[新設]</u></p> <p>(10) <u>裏込注入 (グラウト) 圧力</u>は、低圧 (0.1N/mm² 程度) とするが、これにより難い場合は、<u>事前に</u>監督職員の承諾を<u>得るものとする。</u></p> <p>(11) 受注者は、グラウトの注入<u>方法について</u>、施工計画書に記載し、<u>施工に当たり</u>施工記録を整備保管し、監督職員の請求があった場合は、<u>直ちに提示するとともに、検査時に</u>提出しなければならない。</p> <p>(12) 受注者は、掘削中に湧水が著しく多くなった場合は、<u>監督職員と</u>協議しなければならない。</p> <p>(13) ・ (14) [略]</p> <p>第9節 [略]</p> <p>第10節 暗渠工</p> <p>16-10-1 [略]</p> <p>16-10-2 暗渠工</p> <p>受注者は、地下水排除のため暗渠の<u>施工に当たり</u>、基礎を固めた後、<u>吸水管</u>及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。<u>吸水管</u>及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によらなければならない。</p> <p>第11節～第15節 [略]</p> <p>第17章 PCタンク工事</p> <p>第1節 適用</p> <p>17-1-1 [略]</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>17-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) プレストレストコンクリート工法設計施工指針 <u>(社) 土木学会</u></p> <p>(3) 水道用プレストレストコンクリートタンク設計施工指針・解説 <u>(社) 日本水道協会</u></p>

改正後	改正前
<p>第18章 ため池改修工事 第1節～第6節 [略] 第7節 浚渫工 18-7-1 土質改良工 1～8 [略] 9 受注者は、泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する場合、<u>「建設汚泥再生利用技術基準」</u>の第4種建設発生土相当以上（コーン指数（q_c）が200kN/m²以上若しくは一軸圧縮強度（q_u）が50kN/m²以上）に改良しなければならない。 なお、第4種建設発生土相当以下の泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。 10 受注者は、浚渫土を他事業、他工事で再利用する場合、事前に浚渫土に含まれる有害物質に関する試験を行い、<u>「土壌汚染対策法」</u>を満たしていることを確認するものとする。 なお、基準を満たしていない場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p>第20章 推進工事 第1節～第3節 [略] 第4節 推進工 20-4-1・20-4-2 [略] 20-4-3 推進作業（密閉型：泥水、泥土圧、土圧、泥濃式推進法） 1～8 [略] 9 受注者は、薬液注入及び地盤改良を実施した地盤から発生する泥土は、適正に処理し再生利用に務めるほか第1編1-1-24 建設副産物の規定によるものとする。 10～12 [略] 20-4-4～20-4-6 [略] 第5節 仮設工 20-5-1・20-5-2 [略] 20-5-3 泥水処理設備工 泥水処理設備については、設計図書に示すとおり設置するものとする。泥水処理設備から発生する汚泥及び処理水については、第1編1-1-24 建設副産物及び第1編3-21-2 事業損失防止費の規定により処理するものとする。 なお、これにより難い場合については、監督職員と協議するものとする。 20-5-4～20-5-6 [略]</p>	<p>第18章 [略] 第1節～第6節 [略] 第7節 浚渫工 18-7-1 土質改良工 1～8 [略] 9 受注者は、泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する場合、<u>建設汚泥再生利用技術基準(案)</u>の第4種建設発生土相当以上（コーン指数（q_c）が200kN/m²以上若しくは一軸圧縮強度（q_u）が50kN/m²以上）に改良しなければならない。 なお、第4種建設発生土相当以下の泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。 10 受注者は、浚渫土を他事業、他工事で再利用する場合、事前に浚渫土に含まれる有害物質に関する試験を行い、<u>「水質汚濁防止法に基づく排水基準（一律排水基準）」</u>を満たしていることを確認するものとする。 なお、基準を満たしていない場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p>第20章 推進工事 第1節～第3節 [略] 第4節 推進工 20-4-1・20-4-2 [略] 20-4-3 推進作業（密閉型：泥水、泥土圧、土圧、泥濃式推進法） 1～8 [略] 9 受注者は、薬液注入及び地盤改良を実施した地盤から発生する泥土は、適正に処理し再生利用に務めるほか第1編1-1-23 建設副産物の規定によるものとする。 10～12 [略] 20-4-4～20-4-6 [略] 第5節 仮設工 20-5-1・20-5-2 [略] 20-5-3 泥水処理設備工 泥水処理設備については、設計図書に示すとおり設置するものとする。泥水処理設備から発生する汚泥及び処理水については、第1編1-1-23 建設副産物及び第1編3-21-2 事業損失防止費の規定により処理するものとする。 なお、これにより難い場合については、監督職員と協議するものとする。 20-5-4～20-5-6 [略]</p>

改正後

工事関係書類一覧表（情報共有システム取扱対象の書類一覧）

情報共有システムで扱う工事等関係書類については、下表に掲げる書類とする。

【土木工事】

作成時期	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	情報共有システム取扱対象	
工事着手前	工事書類	施工計画	1	施工計画書	共通仕様書第1編 1-1- <u>7</u>	○
			2	設計図書の照査確認資料 (契約書18条第1項1～5号に該当する事実があった場合)	共通仕様書第1編 1-1-3	○
			3	設計図書の照査確認資料 (契約書18条第1項1～5号に該当する事実がない場合)		○
			4	工事測量結果（測量標及び多角点設置）		○
			5	工事測量結果（設計図書との差異がある場合）	共通仕様書第1編 1-1- <u>48</u>	○
			6	工事測量結果（設計図書との差異がない場合）		○
	施工体制	7	施工体制台帳	共通仕様書第1編 1-1- <u>16</u>	○	
		8	再下請負通知書	工事請負契約書第7条 共通仕様書第1編 1-1- <u>15</u>	○	
		9	施工体系図	共通仕様書第1編 1-1- <u>16</u>	○	
	その他	10	再生資源利用計画書	共通仕様書第1編 1-1- <u>24</u>	○	
		11	再生資源利用促進計画書	共通仕様書第1編 1-1- <u>24</u>	○	

改正前

工事関係書類一覧表（情報共有システム取扱対象の書類一覧）

情報共有システムで扱う工事等関係書類については、下表に掲げる書類とする。

【土木工事】

作成時期	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	情報共有システム取扱対象	
工事着手前	工事書類	施工計画	1	施工計画書	共通仕様書第1編 1-1- <u>5</u>	○
			2	設計図書の照査確認資料 (契約書18条第1項1～5号に該当する事実があった場合)	共通仕様書第1編 1-1-3	○
			3	設計図書の照査確認資料 (契約書18条第1項1～5号に該当する事実がない場合)		○
			4	工事測量結果（測量標及び多角点設置）		○
			5	工事測量結果（設計図書との差異がある場合）	共通仕様書第1編 1-1- <u>44</u>	○
			6	工事測量結果（設計図書との差異がない場合）		○
	施工体制	7	施工体制台帳	共通仕様書第1編 1-1- <u>14</u>	○	
		8	再下請負通知書	工事請負契約書第7条 共通仕様書第1編 1-1- <u>14</u>	○	
		9	施工体系図	共通仕様書第1編 1-1- <u>14</u>	○	
	その他	10	再生資源利用計画書	共通仕様書第1編 1-1- <u>22</u>	○	
		11	再生資源利用促進計画書	共通仕様書第1編 1-1- <u>22</u>	○	

改正後

施 工 中	契約関係書類	修補	12	修補完了報告書	工事請負契約書第31条	▲
		その他	13	部分使用承諾	工事請負契約書第33条	▲
	工事現場発生材報告書			共通仕様書第1編 1-1- <u>23</u>	○	
	工事書類	施工管理	14	工事打合簿	共通仕様書第1編 1-1- <u>10</u>	○
			15	官公庁への手続等（許可等の写し、交渉内容報告）	共通仕様書第1編 1-1- <u>46</u>	○
			16	<u>確認・立会依頼書</u>	工事請負契約書第14条第3項 共通仕様書第1編 1-1- <u>27</u> の1	○
			17	施工段階確認簿	共通仕様書第1編 1-1- <u>27</u> の7	
			18	材料承諾	共通仕様書第2編 2-1-2	○
			19	休日等作業届	共通仕様書第1編 1-1- <u>47</u>	○
			20	安全・訓練等実施状況報告書	共通仕様書第1編 1-1- <u>37</u> の10(3)	○
	安全管理	21	事故発生状況報告書	共通仕様書第1編 1-1- <u>41</u>	▲	
		22	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書第1編 1-1- <u>34</u>	○	
	検査	23	出来形図 出来形数量内訳書	共通仕様書第1編 1-1- <u>28</u> の2	▲	
その他		24	廃棄物管理票（マニフェスト）	共通仕様書第1編 1-1- <u>24</u> の3	▲	
	25	搬出帳票（建設発生土）	共通仕様書第1編 1-1- <u>24</u> の3	▲		

改正前

施 工 中	契約関係書類	修補	12	修補完了報告書	工事請負契約書第31条	▲
		その他	13	部分使用承諾	工事請負契約書第33条	▲
	工事現場発生材報告書			共通仕様書第1編 1-1- <u>21</u>	○	
	工事書類	施工管理	14	工事打合簿	共通仕様書第1編 1-1- <u>8</u>	○
			15	官公庁への手続等（許可等の写し、交渉内容報告）	共通仕様書第1編 1-1- <u>42</u>	○
			16	<u>立会願</u>	工事請負契約書第14条第3項 共通仕様書第1編 1-1- <u>25</u> の1	○
			17	施工段階確認簿	共通仕様書第1編 1-1- <u>25</u> の7	
			18	材料承諾	共通仕様書第2編 2-1-2	○
			19	休日等作業届	共通仕様書第1編 1-1- <u>43</u>	○
			20	安全・訓練等実施状況報告書	共通仕様書第1編 1-1- <u>34</u> の10(3)	○
	安全管理	21	事故発生状況報告書	共通仕様書第1編 1-1- <u>37</u>	▲	
		22	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書第1編 1-1- <u>32</u>	○	
	検査	23	出来形図 出来形数量内訳書	共通仕様書第1編 1-1- <u>29</u> の2	▲	
その他		24	廃棄物管理票（マニフェスト）	共通仕様書第1編 1-1- <u>22</u> の3	▲	
	25	搬出帳票（建設発生土）	共通仕様書第1編 1-1- <u>22</u> の3	▲		

改正後

工事完成時	工事書類	26	出来形管理図表	共通仕様書第1編 1-1- <u>31</u> の2	▲
		27	出来形数量	共通仕様書第1編 1-1- <u>28</u> の2	▲
		28	出来形図	共通仕様書第1編 1-1- <u>28</u> の3	▲
		29	品質管理図表	共通仕様書第1編 1-1- <u>32</u> の1	▲
		30	工事材料品質証明書	共通仕様書第1編 1-1- <u>26</u> の2	▲
		31	工事写真	共通仕様書第1編 1-1- <u>30</u> の1(3) 共通仕様書第1編 1-1- <u>32</u> の1	▲
		32	工事特性・創意工夫・社会性等・技術提案確認に関する実施状況	共通仕様書第1編 1-1- <u>50</u>	○
	33	工事完成図	共通仕様書第1編 1-1- <u>29</u>	▲	
	その他	34	報告書（建設リサイクル法第18条）	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項	▲
		35	再生資源利用計画書（実施書）	共通仕様書第1編 1-1- <u>24</u> の11 共通仕様書第1編 1-1- <u>25</u>	○
		36	再生資源利用促進計画書（実施書）	共通仕様書第1編 1-1- <u>24</u> の11 共通仕様書第1編 1-1- <u>25</u>	○

(注) [略]

改正前

工事完成時	工事書類	26	出来形管理図表	共通仕様書第1編 1-1- <u>30</u> の1	▲
		27	出来形数量	共通仕様書第1編 1-1- <u>26</u> の2	▲
		28	出来形図	共通仕様書第1編 1-1- <u>26</u> の3	▲
		29	品質管理図表	共通仕様書第1編 1-1- <u>30</u> の1	▲
		30	工事材料品質証明書	共通仕様書第1編 1-1- <u>24</u> の2	▲
		31	工事写真	共通仕様書第1編 1-1- <u>28</u> の1(3) 共通仕様書第1編 1-1- <u>30</u> の1	▲
		32	工事特性・創意工夫・社会性等・技術提案確認に関する実施状況	共通仕様書第1編 1-1- <u>46</u>	○
	33	工事完成図	共通仕様書第1編 1-1- <u>27</u>	▲	
	その他	34	報告書（建設リサイクル法第18条）	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項	▲
		35	再生資源利用計画書（実施書）	共通仕様書第1編 1-1- <u>22</u> の11 共通仕様書第1編 1-1- <u>23</u>	○
		36	再生資源利用促進計画書（実施書）	共通仕様書第1編 1-1- <u>22</u> の11 共通仕様書第1編 1-1- <u>23</u>	○

(注) [略]